

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	37 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	24 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	51 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	39 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年5月から53年12月まで
② 昭和55年1月から同年12月まで

私は、昭和52年5月に退職後、国民健康保険に加入するためA市役所に行ったところ、同時に国民年金に加入することを勧められ、国民健康保険と国民年金に同時に加入手続を行い、申立期間①及び②の保険料を、送られてきた納付書によりB銀行C支店で納付していた。

また、昭和52年5月に会社を退職後、私は自営で仕事をしていたので、毎年、確定申告を行っており、昭和52年度と55年度の確定申告書の控えを所持しているが、その申告書の社会保険料控除欄に、記載された金額の中に私の国民年金保険料が含まれているにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料について、納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年5月ごろにA市で国民年金の加入手続を行い、自宅に送付された納付書により、同年5月から金融機関で保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後に手帳記号番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和57年1月21日ごろに払い出されていることが確認でき、申立人は、このころ加入したものと推定できる。

従って、申立人は加入時点の昭和57年1月21日において、申立期間②の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったところ、申立人に係る特殊

台帳を見ると、昭和 57 年 1 月に申立期間②の直前の 54 年 1 月から同年 12 月までの期間及び直後の 56 年 1 月から 59 年 3 月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できるものの、申立期間②の保険料は未納とされている。しかしながら、申立期間②の前後の期間を同時期に過年度納付しながら、申立期間②の 12 か月分の保険料のみ納付しなかったとは考え難く、このことは、年金機構Dブロック本部E事務センターが、「未納期間の過年度納付の納付書を発行する場合、全期間又は年度ごとの納付書を発行しており、申立期間前後の過年度納付が同じ月に納付されている記録があることから、同時に申立期間に係る納付書も発行されたと考えるのが自然である。」と説明していることからもうかがえる。

以上のことから、申立期間②に係る国民年金保険料は、昭和 57 年 1 月に、前後の未納期間と同時期に過年度納付を行ったものと考えられる。

一方、申立期間①の国民年金保険料は、前述の国民年金の加入時点において、既に時効により、制度上、納付することができない。

なお、申立人の所持する昭和 52 年の確定申告書控えに記載されている「社会保険料控除額（社会保険）」は、申立人が同年 5 月まで勤務していた会社における標準報酬月額に見合う健康保険料及び厚生年金保険料並びに当該期間の雇用保険料の合計額とおおむね一致することから、この確定申告書控えに記載されている社会保険料控除額は、国民年金保険料が含まれていないものと推定できる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、別の国民年金手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間①の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年11月まで

私は、昭和52年3月からA市のB店でパートを始めた際に、店長からパートは勤務時間内のけが等の保障が無いので、国民年金に加入するよう勧められ、A市役所で、同年4月から国民年金に加入した。

国民年金に加入後、私は毎月納付書を使って、給料をもらうたびに銀行で保険料を納付した。

国民年金加入時にA市で国民年金手帳をもらったが、昭和61年4月に第3号被保険者の手続をした際、加入時の手帳と交換に、現在私が所持する国民年金手帳をもらった。

夫の転勤を契機に、昭和52年12月にパートを辞め、A市からC市D区に転居したので、前月の同年11月までA市で保険料を納付していたと思う。

以上のような理由から、私はA市でB店に勤務していた申立期間のころ、毎月6,000円ぐらいの保険料を金融機関で納付していたことを覚えているので、私の記録をもう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月にA市役所で国民年金の任意加入手続を行い、同年4月から、C市D区に転居したことを契機に、パート勤務を辞めた同年12月の前月までA市で保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期を申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び申立人が現在所持する国民年金手帳からみると、昭和52年4月11日に国民年金の任意加入手続が行われたことが確認でき、申立人が陳述する内容と符合する。

また、申立人は、申立期間に係る保険料について、納付書を使って、金融機関で納付したとしているところ、当時A市の保険料は納付書による収納方法で、金融機関での納付が可能であり、申立内容と符合する上、申立人が申立期間の保険料を納付する際に使用していたとする納付書の形式が、当時A市で実際に使用されていた納付書の形式と近似しており、申立人の陳述する申立期間における保険料の納付状況に不自然さはみられない。

さらに、申立人はB店で勤めるにあたって、自ら昭和52年4月11日に、国民年金の任意加入手続を行いながら、加入後、一度も保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間のうち、昭和52年11月はA市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳に、国民年金被保険者期間として同年4月11日から同年11月5日と記入されているとともに、同市被保険者名簿の備考欄には「喪失申出」のゴム印が押されており、A市は同年11月以後、申立人は国民年金の未加入者としていることから、申立期間のうち、同年11月以後は未加入期間であり、制度的に、保険料を納付することができない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月から42年3月までの期間、同年10月から43年3月までの期間及び49年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 昭和42年10月から43年3月まで
③ 昭和49年10月から50年3月まで

国民年金の加入は、A市に住んでいた昭和36年4月ごろ、自宅に集金人が来たので夫婦二人で加入して、その時に国民年金手帳をもらった。

保険料の納付は、申立期間①のうち、昭和38年ごろまでは、毎月集金人が来たので保険料を納付すると、手帳に印紙を貼^はってくれた。また、同年ごろにB市に転居したが、転居に際して、国民年金に関する住所変更手続はしていないが、毎月集金人が来たので保険料を納付すると、手帳に印紙を貼ってくれた。

申立期間②についても、自宅に毎月集金人が来たので保険料を納付すると、手帳に印紙を貼ってくれた。

申立期間③については、毎月納付書が送られて来たので銀行で納付した。納付した保険料月額は、昭和36年ごろは100円ぐらい、42年ごろは、300円ぐらい、49年ごろの金額については記憶していない。申立期間①、②及び③の期間のすべての保険料の納付は、私が夫婦二人分を一緒に納付しており、夫は納付済みであるのに、私の分が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料は、申立人が夫婦二人分を一緒に集金人又は銀行で納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及びその夫の国民年金加入の手続時期をみると、昭和41年10月から42年1月までの間で、B市において、国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるところ、一緒に夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間①、②及び③の保険料は納付済みとなっていることがオンライン記録から確認できる。

申立期間①について、申立人の夫は、大正4年生まれで国民年金受給資格期間は10年であるが、国民年金手帳記号番号の払出時点では、納付可能期間が60歳まで9年しか無く、1年の保険料を過年度納付する必要があったことから、昭和40年7月から41年3月までの保険料を過年度納付及び同年4月以降については、保険料を現年度納付していることがうかがえる上、申立人は、自身が夫婦二人分の保険料を納付していたと陳述していることから、申立期間①のうち、40年7月から41年3月までの保険料を過年度納付及び同年4月以降の保険料については、現年度納付を夫婦二人分一緒に行ったとしても不自然ではない。

一方、申立人の夫の国民年金保険料の納付状況をみると、オンライン記録から、本来時効により納付することができない昭和36年4月までさかのぼって保険料を納付していることが確認できることから、いずれかの時点で特例納付したことがうかがわれるが、申立人の場合、国民年金手帳記号番号の払出時点で34歳であり、上記のとおり、申立人の夫の加入年齢及び納付可能期間とは大きく異なることから、申立人が申立期間①のうち、同年4月から40年6月までの期間を必ずしも特例納付する必要は見られない。また、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している上、申立人の夫は既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況は不明である。

申立期間②及び③について、それぞれ6か月と短期間であり、その前後の保険料は現年度納付されていることがオンライン記録から確認できる。

また、申立人は、「A市では集金人に保険料を納付しており、B市では、最初は集金人に保険料を納付していたが、後からは、毎月納付書が送付されていたので、銀行で納付した。」と陳述しているところ、申立期間②及び③当時に申立人が居住していたB市では、昭和49年6月までは印紙検認方式であり、それ以降は、納付書による納付が可能となっており、申立人の陳述と符合する。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月から42年3月までの期間、同年10月から43年3月までの期間及び49年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から同年11月まで

私は、昭和43年10月ごろ、義姉に勧められたことから、元夫に、A市役所で国民年金への加入手続をしてもらった。国民年金保険料については、私が会社勤めを始め、同時に厚生年金保険に加入する45年12月までの間、元夫が仕事で外回りをする際、市役所の窓口で納めてくれた。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年10月ごろに申立人の元夫が加入手続を行い、申立期間を含め、申立人が会社勤めを始めて同時に厚生年金保険に加入する45年12月までの期間について、元夫が国民年金保険料を納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、43年10月に払い出されていることが確認できることから、この時期に加入手続が行われたものと推認され、申立内容と一致する上、申立期間については、現年度納付が可能な期間であったと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立期間の直前である昭和43年9月から45年3月までの期間は納付済みであり、国民年金加入期間において、申立期間を除き、ほかに未納期間が無いことが確認できる上、申立期間の当時、住所及び申立人の元夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、8か月と比較的短期間である申立期間についても、保険料が引き続き現年度納付されたとしても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年12月まで

昭和46年10月ごろ、A区役所の職員が自宅を訪ねてきた際、母親が私の国民年金の加入手続を行った。その後、結婚した48年5月には任意加入被保険者への変更手続も行っている。保険料については、同年12月までは3か月ごとに納付していたが、申立期間の49年1月以降については、夫が、B市役所の指示で、月額にして1,000円程度の保険料を年払いで納付書によりC区役所の年金窓口で納付してくれた。

申立期間に係る領収書は紛失してしまったが、保険料を納付したのは間違いがないので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳によると、昭和46年10月1日から48年5月12日までが強制加入、申立期間を含む49年5月13日から54年8月24日までが任意加入である旨記載されているが、申立人に係る特殊台帳及びオンライン記録によると、46年10月1日から54年8月24日までの期間が強制加入である旨記載されていることが確認でき、これらの記録内容が一致しない。また、申立期間直前の48年7月から同年12月までの期間について、申立人が行った記録照会を契機に、申立人が所持する年金手帳に検認印が認められたことから、平成21年6月、未納から納付済みに記録訂正されており、申立人の納付記録について適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立期間の前後は納付済みである上、申立人が所持する領収証書によると、申立期間直後の昭和50年1月から同年12月までの期間及び51年1月から同年12月までの期間の2年間は、それぞれ年払いで前納を行っていることが確認でき、申立人が主張する申立期間の納付方法と一致しており、申立

人の夫が申立期間の保険料を納付したとしても不自然ではない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、月額にして1,000円程度であったとしているところ、当時の保険料月額は900円であり、おおむね一致している上、申立期間は12か月と比較的短期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年2月から同年12月まで

親や知人の勧めにより、夫にA市役所の出張所で国民年金の任意加入手続をしてもらった。申立期間の保険料については、納付方法の詳細を明確に覚えていないが、加入手続を行った時から、出張所の窓口において、自分自身で納付した。任意加入しながら1年近い期間を未納のままにすることは考えられない。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、特殊台帳、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和48年2月24日に国民年金に任意加入している上、申立期間の直後で、納付方法が確認できる49年1月から同年3月までの期間については現年度納付されていることが確認でき、任意加入しながら申立期間(11か月)の保険料を未納とすることは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

母は年金嫌いで、それまで国民年金に加入していなかったが、妻が昭和50年10月からA社に入社し、その研修で保険及び年金のことを勉強しているうちに、将来のために母にも年金を掛けておいた方が良いと考えるようになった。ちょうどそのころ、区役所からお知らせが届き、「今なら昔の未納年金が全部支払える。」ということが記載してあったので、妻が区役所へ母の年金相談に行ったところ、私にも保険料の未納期間があることを知らされた。当時は一度に納付するお金が無かったので、妻が、20万円から30万円ぐらいだったと思うが、私の妹から借金して、私と母の未納期間の保険料を銀行でまとめて納付してくれた。

母は、昭和36年4月から60歳までの保険料がすべて納付済みとなっているのに、私の申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立人と一緒に過去の未納期間の保険料をまとめて納付したとする申立人の母親についてみると、その国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格の取得日等から、第2回目の特例納付実施期間の最終月である昭和50年12月13日に国民年金の加入手続が行われたものと推定される上、母親のオンライン記録によると、国民年金制度が発足した36年4月から60歳期間満了となる48年7月まで保険料の納付済期間であることから、当該期間の保険料は、特例納付により納付されたものと考えられる。

また、申立人の妻は、昭和51年1月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが妻のオンライン記録により確認できることから、その3か月前である50年10月から妻がA社に入社し、研修を受けたとする等の内容を

裏付けるとともに、妻の記憶する申立人及びその母親に係る未納期間の保険料を特例納付するに至るまでの詳細な経緯についても、特段不自然な点は認められない。

さらに、申立期間の保険料及び申立人の母親のすべての国民年金被保険者期間の保険料を特例納付した場合の合計保険料額は、申立人の妻が申立人の妹から借金したとする金額とおおむね一致しているほか、申立人は、申立期間後の国民年金被保険者期間の保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から44年3月までの期間及び45年4月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年3月から44年3月まで
② 昭和45年4月から50年12月まで

結婚後しばらくして、区役所から案内が来たので、妻が私の国民年金の加入手続をしてくれた。

加入後は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたが、時期は定かではないが、母から受け取った古い年金手帳があることに気づき、そこに1年間だけ保険料を納付した領収証書があったので、これらを持って妻と二人で区役所へ相談に行ったところ、担当者から「ほかにも未納があるが、今なら特別に保険料を納付することができる。この時期を過ぎると支払えなくなるので、支払えるのであれば早く支払うように。」と言われた。

私は、母がせっかく私のことを考えて保険料を納付してくれていたもので、この際、納付できるのなら全部納付しようと、未納がすべて無くなるよう、その場で納付手続をしてもらい、後日妻が郵便局又は銀行で保険料を納付した。

納付金額は、よく覚えていないが、20数万円及び10万円ぐらいの納付書が2枚あったように思う。商売をしていたので、普段なら日銭で賄えるが、このときは、まとまった金額であったので、預金を取り崩して納付したことを覚えている。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年5月に払い出されている上、申立人の特殊台帳を見ると、翌年の54年7月に、申立人に係る別の国民年金

手帳記号番号により、申立期間①直後の 44 年 4 月から申立期間②直前の 45 年 3 月までの 1 年間は、保険料の納付済期間として記録統合されたことが記載されている。このことから、申立人の妻が申立人に係る国民年金の加入手続を行った後に、申立人が妻と二人で、母親から受け取った国民年金手帳等を持って区役所へ相談に行ったとする申立内容を裏付けているとみられるほか、その時期は、当該記録統合が行われた 54 年 7 月ごろであったものとみるのが自然である上、当時は、第 3 回目の特例納付の実施期間中である。

また、申立人は、区役所窓口における当時の状況について、詳細かつ明瞭に申し立てており、その内容に特段不自然な点は認められないほか、申立人が記憶する納付金額は、申立期間①及び②の保険料をそれぞれ特例納付した場合の納付金額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間②直後の昭和 51 年 1 月以降の保険料を完納している上、結婚後、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も、44 年 4 月に保険料の納付を開始して以降、保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から50年3月まで

時期は定かではないが、夫が職場で「今なら、さかのぼって保険料を納付できる。」と教えられたので、夫が区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、窓口の職員に納付の相談をしたところ、私の場合、保険料を5年間ほどさかのぼって納付できるということであった。しかし、保険料額を計算してもらうと、5年分では金額が大きかったため、3年分の納付書だけを受け取り、夫が区役所内の銀行又は郵便局で保険料を納付してくれた。

夫は、今となっては当時の納付金額も具体的な納付期間も覚えていないが、年末のボーナスの中から現金で、3年分の保険料を納付したことは断言できると言っている。

未納とされている申立期間のうち、3年間を保険料の納付済期間として年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は定かではないが、申立人の夫が、区役所で申立人に係る国民年金の加入手続きを行い、窓口の職員に納付相談したところ、申立人の場合、保険料を5年間ほどさかのぼって納付できるということであったと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格の取得日等から、第2回目の特例納付実施期間の最終月である昭和50年12月に加入手続きが行われたものと推定される上、その当時、申立人の夫は被用者年金の加入者であったことから、本来であれば、加入手続きが行われた同年12月に任意加入被保険者の資格を取得

することとなるところ、申立人の所持する年金手帳を見ると、44年11月までさかのぼって強制加入被保険者の資格を取得していることが記載されており、申立人の特殊台帳及びオンライン記録とも一致している。したがって、申立期間は、記録上、強制加入被保険者期間であり、夫が記憶する申立人の加入当時における状況と符合しているほか、申立人は、申立期間後の国民年金被保険者期間において、第3号被保険者期間を除き保険料を完納しているなど、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の加入手続が行われた昭和50年12月時点において、申立期間のうち、48年1月から50年3月までの2年3か月の保険料は、時効完成前の過年度保険料であるとともに、47年12月以前の保険料は、当時実施されていた特例納付によらなければ納付できない期間の保険料である。このことから、申立人の夫が区役所窓口で計算してもらったとする保険料額は、特例納付分を含めたすべての未納期間（申立期間の5年5か月）の保険料額及びそのうち過年度保険料の期間のみの保険料額であったものと考えられる上、夫が申立人の保険料をさかのぼって納付したのは3年であったと主張していることなどを踏まえると、夫が上記2年3か月分の過年度保険料及び加入時点で現年度納付が可能であった申立期間直後の50年4月から同年12月までの9か月の保険料の合計3年の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から54年12月まで
② 昭和56年4月から同年12月まで

私は、納付時期及び場所等については、昔のことなので、詳しいことは何も覚えていないが、職員から「保険料をまとめて一度に支払えば、受給資格がもらえ、今まで支払った年金がいきますよ。」と言われたので、生命保険を解約し、30万円以上の保険料をまとめて納付して以降は、商売も順調で、保険料を未納にすることなくすべて納付してきた。

申立期間がそれぞれ未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の特殊台帳を見ると、昭和55年6月30日に、国民年金制度が発足した36年4月から、申立期間①直前の53年3月までの期間のうち、それまで未納期間であった合計108か月分の保険料をまとめて特例納付していることが確認できるとともに、この時点において、申立人に係る保険料の納付月数は、大正11年*月生まれの申立人が年金を受給するのに最低限必要な期間である204か月(17年)と一致することから、申立人が職員から「保険料をまとめて一度に支払えば、受給資格がもらえ、今まで支払った年金がいきますよ。」と言われて、まとめて納付したとする保険料は、当該特例納付の保険料であったものと考えられる。

しかしながら、申立人が昭和57年1月*日にA市B区から転居した同市C区における申立人の被保険者名簿を見ると、申立人が60歳に到達する3か月前の同年*月付けで「最低必要期間納付者」と記載されていることから、この時点においても、申立人に係る保険料の納付月数は特例納付後の204か月のま

まであり、申立期間①の始まる53年4月以降の国民年金被保険者期間の保険料がすべて未納であったことがうかがえるとともに、58年1月に、その時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間①直後の55年1月から同年12月までの1年分の保険料を過年度納付していることが、申立人の特殊台帳により確認できることから、申立期間①の保険料は、時効により納付することができなかつたものとするのが自然である。

また、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人は、保険料をまとめて納付して以降は、未納にすることなくすべて納付してきたと申し立てる以外、納付時期及び納付場所等、納付に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間①の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②について、申立人の特殊台帳を見ると、申立人が昭和59年1月に、先の過年度納付と同様、その時点で時効にかからず納付が可能であった56年1月から申立期間②直前の同年3月までの3か月の保険料を過年度納付するとともに、その1年後の60年1月にも、その時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間②直後の57年1月から60歳期間満了までの*か月の保険料を過年度納付していることが確認できることなどを踏まえると、59年1月の過年度納付時において、納付が可能であった申立期間②の9か月の保険料のみを、申立人が一緒に過年度納付しないのは不自然である。

また、上記過年度納付のうち、申立期間②直後の昭和57年1月から60歳期間満了までの保険料については、平成21年に、保険料の納付済期間として記録訂正されるまで、オンライン記録では未納期間とされていたことから、当時、行政側の記録管理に不手際があったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年7月から42年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年7月まで
② 昭和39年6月から40年7月まで
③ 昭和41年7月から42年5月まで

昭和36年ごろ、国民健康保険の加入手続のためA市B区役所へ行ったところ、職員から国民健康保険と国民年金の加入は一体であると言われたので、その場で、私が夫婦二人分の加入手続を行ったと思う。

加入当初の国民年金保険料については、主に妻が自宅に来た集金人に納付し、その後、いつごろからかは覚えていないが、私又は妻が納付書を使用して金融機関等で納付するようになったと思う。

申立期間①及び②の保険料納付については、具体的なことまでは覚えていないが、申立期間③については、当時、会社に復職する際に、それまでの未納の保険料について区役所で納付書を作成してもらった記憶がある。

申立期間の保険料は、私又は妻が納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市C区において、昭和40年8月1日を国民年金被保険者資格の取得日として同年8月26日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間③の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、国民年金の加入期間について、国民年金手帳記号番号の払出以降、申立期間③を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識

の高さがうかがえる。

さらに、申立期間③は11か月と短期間である上、直前の国民年金保険料は納付済みとなっている。

加えて、特殊台帳及び申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和42年6月19日付けで国民年金被保険者資格を喪失しており、当時、申立人が会社勤務により厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、切替手続を適切に行っていたことが確認でき、陳述内容と符合し、年金制度に関する関心の高さがうかがえる申立人が、切替手続前の納付可能な期間であった申立期間③の国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

このほか、申立人は、区役所に出向いた際に、夫婦二人分の納付書を作成してもらい、郵便局で納付したことがある旨を具体的に陳述しており、申立人の説明する納付方法は、申立期間当時の過年度保険料の納付方法と一致することから、納付意識の高い申立人夫婦が申立期間③の国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難く、過年度納付した可能性を否定できない。

一方、申立期間①及び②について、申立人は、昭和36年ごろに夫婦二人分の国民年金加入手続を行ったと申し立てているが、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、40年8月1日を国民年金被保険者資格の取得日として払い出されており、申立期間①及び②は国民年金未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する国民年金手帳に記載されている資格の取得日も同日（昭和40年8月1日）となっており、特殊台帳の記録とも一致している。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人から申立期間①及び②の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年7月から42年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年7月から42年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年7月まで
② 昭和37年12月から40年7月まで
③ 昭和41年7月から44年8月まで

昭和36年ごろ、夫が国民健康保険の加入手続のためA市B区役所へ行ったところ、職員から国民健康保険と国民年金の加入は一体であると言われたので、その場で、夫が夫婦二人分の加入手続を行ったと思う。

加入当初の国民年金保険料については、主に私が自宅に来た集金人に納付し、その後、いつごろからかは覚えていないが、私又は夫が納付書を使用して金融機関等で納付するようになったと思う。

申立期間①及び②の保険料納付については、具体的なことまでは覚えていないが、申立期間③については、当時、夫が会社に復職する際に、それまでの未納の保険料について区役所で納付書を作成してもらった記憶がある。

申立期間の保険料は、私又は夫が納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市C区において、昭和40年8月1日を国民年金被保険者資格の取得日として同年8月26日に夫婦二人分が連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間③のうち、41年7月から42年5月までの国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、国民年金加入期間について、国民年金手帳記号番号の払出以降、申立期間③を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間③のうち、昭和41年7月から42年5月までの期間は11か月と短期間である上、直前の国民年金保険料は納付済みとなっている。

加えて、特殊台帳及び申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和42年6月19日付けで国民年金被保険者資格を喪失しており、当時、申立人の夫が会社勤務により厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、切替手続を適切に行っていたことが確認でき、陳述内容と符合し、年金制度に関する関心の高さがうかがえる申立人が、切替手続前の納付可能な期間であった申立期間③のうち、41年7月から42年5月までの国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

このほか、申立人の夫は、区役所に出向いた際に、夫婦二人分の納付書を作成してもらい、郵便局で納付したことがある旨を具体的に陳述しており、申立人の夫の説明する納付方法は、申立期間当時の過年度保険料の納付方法と一致することから、納付意識の高い申立人夫婦が申立期間③のうち、昭和41年7月から42年5月までの国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難く、当該期間については過年度納付した可能性を否定できない。

一方、申立期間①及び②について、申立人は、昭和36年ごろに夫が夫婦二人分の国民年金加入手続を行ったと申し立てているが、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、40年8月1日を国民年金被保険者資格の取得日として払い出されており、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間③のうち、昭和42年6月から44年8月までの期間について、申立人は、40年8月1日に国民年金被保険者資格を取得した後、42年6月19日に資格を喪失、44年9月1日に資格を再取得していることが確認でき、当該期間については、国民年金任意未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳に記載されている資格の取得日も昭和40年8月1日となっており、特殊台帳の記録とも一致している。

加えて、申立期間①、②及び③のうち、昭和42年6月から44年8月までの国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人から申立期間①、②及び③のうち、昭和42年6月から44年8月までの国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年7月から42年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

国民年金の加入については、昭和36年4月ごろ、区役所から自宅に来た集金人に勧められ、また、自分自身も国民の義務と感じていたので、その場で加入手続した。

申立期間の国民年金保険料については、自宅に来る年配の男性集金人に保険料を納付していた。保険料額は月額100円だったはずである。

国民年金保険料を納付すると、集金人は国民年金手帳にシールのようなものを貼^はり、手帳にスタンプを押していた。保険料を完納後は、年金手帳の半分を切り取って持って帰っていたはずである。

昭和40年1月に結婚するまでの約4年間はきちんと国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和36年6月29日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付することは可能である。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金への加入手続及び国民年金保険料納付について、集金人からの勧誘状況、国民年金手帳への検認方法、集金人の保険料徴収方法等について具体的に記憶しており、また、その陳述内容は当時の制度とも符合している。

さらに、オンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立人は、昭和40年4月1日付けで国民年金被保険者資格をいったん喪失した後、

45年9月1日付けで再び取得していることが確認できるところ、この点について、申立人は、「昭和40年1月に結婚してからは、夫が厚生年金保険に加入していたので、自分は国民年金に加入しなくてもよいと考え、資格を喪失した手続を行ったが、その後、サラリーマンの妻でも加入できることを知り、将来のことを考えて、再度加入手続を行った。」旨を明確に陳述しており、国民年金制度への関心及び納付意識の高さがうかがえる。

加えて、申立期間は24か月と比較的短期間である上、住所などの当時の生活状況に特段の変化は無く、国民年金制度開始と同時に納付の意思を持って自ら国民年金に加入した納付意識の高い申立人が、加入当初である申立期間の国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年8月16日から17年8月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年8月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、16年8月から17年6月までは19万円及び同年7月は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成16年12月15日及び17年7月15日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月15日は35万2,000円、17年7月15日は27万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月16日から17年8月16日まで
② 平成16年12月15日
③ 平成17年7月15日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、加入記録及び賞与の記録が無いと回答を受けた。同社には、平成16年3月16日から17年8月16日まで、B業務従事者として継続して勤務し、また、16年12月と17年7月には賞与も受給したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認め、また賞与から厚生年金保険料を控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書及び賞与明細書、A社発行の就業証明書、並び

に同社保管の所得税源泉徴収簿から判断して、申立人が、申立期間も継続して同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、給与明細書及び所得税源泉徴収簿の保険料控除額又は報酬月額から、平成 16 年 8 月から 17 年 6 月までは 19 万円、同年 7 月は 22 万円とすることが妥当である。

さらに、申立人の申立期間②及び③における標準賞与額については、賞与明細書の保険料控除額から、平成 16 年 12 月 15 日は 35 万 2,000 円、17 年 7 月 15 日は 27 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張するが、当該事業所が保管する被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日は、社会保険事務所の記録どおりの平成 16 年 8 月 16 日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月から 17 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び③に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張するが、当該事業所が保管する被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日は、社会保険事務所の記録どおりの平成 16 年 8 月 16 日となっていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月 15 日及び 17 年 7 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和46年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月21日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。申立期間は、同社C支店から同社B支店へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和46年2月21日にA社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和46年4月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年9月1日から17年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成16年9月から同年12月までは22万円、17年1月から同年6月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成16年12月13日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を28万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から17年7月1日まで
② 平成16年12月13日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額が、実際の支給額より低額で記録されていることが分かった。

給与明細書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額(標準賞与額)の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額(標準賞与額)を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額(賞与額)のそれぞれに基づく標準報酬月額(標準賞与額)の範

囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①については、申立人の標準報酬月額は、申立人から提出された給与明細書及びA社が保管する給与台帳で確認できる保険料控除額から、平成16年9月から同年12月までは22万円、17年1月から同年6月までは24万円とすることが妥当である。

また、申立期間②については、申立人の標準賞与額は、申立人から提出された賞与明細書で確認できる保険料控除額から、28万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの保険料を納付したとしていることから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社)C支社における資格取得日は昭和51年4月1日、資格喪失日は52年8月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年4月から同年7月までは3万9,000円、同年8月から52年7月までは5万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月1日から52年8月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社C支社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に同社で確かに勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述等から判断して、申立人が申立期間にA社C支社で勤務していたことが推認できる。

一方、申立人は、「申立期間当時、上司から、私を『D』という名前で本社に登録すると言われたことを覚えている。」としているところ、当該元上司は、「会社の都合により、申立人には『D』という名前で勤務してもらった。」と陳述しており、申立人と同期入社であるとする元同僚も同様の陳述を行っている。

また、B社も、「申立人が契約を取ったとする申立人の母親に係る保険契約書を見ると、募集人の名前が『D』となっていることから、申立人が申立期間当時にこの名前で勤務していた可能性が高い。」としている。

そこで、A社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を確認したところ、氏名が「D」で昭和51年4月1日から52年8月1

日までの期間に係る基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できた。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社C支社における資格取得日は昭和51年4月1日、資格喪失日は52年8月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合となっている申立人のA社C支社における被保険者記録から、昭和51年4月から同年7月までは3万9,000円、同年8月から52年7月までは5万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和38年5月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月15日から同年6月10日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社D支店からC支店へ異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚でもある申立人の妻及びB社の事業主の陳述並びに同僚の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和38年5月15日にA社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和38年6月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 2 月 1 日から 11 年 8 月 21 日まで

私は、平成 9 年 10 月 1 日から 11 年 11 月末日まで A 社に勤務していたが、知らない間に申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円に引き下げられている。

賃金台帳により、A 社での勤務期間中は月 17 万円の給与を受け取っており、厚生年金保険料も当該報酬額に見合う額が控除されていたことが確認できるので、申立期間について、標準報酬月額を実際の支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、17 万円と記録されていたところ、申立人が A 社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後の平成 12 年 1 月 25 日付けで、10 年 2 月にさかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、平成 12 年 1 月 25 日付けで、A 社は 11 年 8 月 21 日にさかのぼって厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったとする処理が行われているところ、事業主及び申立人を含む 5 人は、当該適用事業所ではなくなった日に合わせて、同年 8 月 21 日付けで被保険者資格を喪失し、標準報酬月額も遡及減額^{そきゅう}訂正されているなど、不自然な処理が行われている。

なお、A 社の商業登記簿によると、申立人は平成 10 年 4 月 20 日から現在まで、取締役となっていることが確認できるところ、申立人は、「取締役の人数が足りないとのことで名前だけ取締役となっていたが、実質的な経営判断及び指示はすべて代表取締役が行っていた。」旨陳述しており、同社の代表取締役

からも、「申立人はB業務従事者で、経営判断はすべて私が行い、指示していた。また、当時、社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の厳しい支払い督促に対し、社員に対応を任せる訳にはいかず、社会保険事務所との交渉はすべて私自身が直接行っていた。申立人は当時の社会保険関係手続には関与していない。」旨の陳述が得られた。

これらを含めて総合的に判断すると、平成12年1月25日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものととは考え難く、10年2月1日にさかのぼって申立人の標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、17万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和47年7月16日、資格喪失日は同年9月28日、また、申立人のB社における資格取得日は48年5月14日、資格喪失日は49年1月6日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年7月及び同年8月は5万2,000円、48年5月から同年9月までは6万4,000円、同年10月及び同年11月は5万2,000円、同年12月は7万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月16日から同年9月28日まで
② 昭和48年5月14日から49年1月6日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社及びB社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。両社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主、同社及びB社の元従業員並びに申立人の陳述から判断して、申立人が申立期間にA社及びB社に勤務していたことが推認できる。

一方、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同じ厚生年金保険被保険者台帳記号番号で、申立人の弟と同姓同名（生年月日は申立人及びその弟と異なる。）の者に係る申立期間と一致する被保険者記録が有り、当該被保険者記録は、基礎年金番号に未統合となっている。

また、オンライン記録において、当該被保険者記録と同姓同名で生年月日が同一の者に係る被保険者記録は、ほかに確認できず、当該被保険者記録に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号についても、ほかに該当者は確認できない。

さらに、申立人がA社及びB社で同僚であったとする複数の者について、両社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間における被保険者記録が確認できる。

加えて、当該未統合記録と同姓同名である申立人の弟は、「申立てに係る事業所に勤務したことは無く、当該事業所の所在地であるC市へ住所を移したことも無い。」と陳述しているところ、オンライン記録により、申立期間には、ほかの事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和47年7月16日、資格喪失日は同年9月28日、B社における資格取得日は48年5月14日、資格喪失日は49年1月6日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和47年7月及び同年8月は5万2,000円、48年5月から同年9月までは6万4,000円、同年10月及び同年11月は5万2,000円、同年12月は7万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B県）における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和31年6月28日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（C県）における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月21日から44年9月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和43年10月21日）及び資格取得日（昭和44年9月10日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和31年6月28日から同年11月1日まで
③ 昭和43年10月21日から44年9月10日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社及びD社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を

受けた。

A社とD社は実質的には同じ会社であり、昭和22年8月から48年6月まで、一度も退職することなく両社に継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の元従業員の陳述及び申立期間前後の厚生年金保険の加入状況から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和30年4月1日にA社（B県）から同社（C県）へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B県）における昭和30年2月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が昭和33年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており回答を得ることができないため不明であるものの、事業主が資格喪失日を昭和30年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、A社（C県）及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、A社（C県）において昭和31年6月28日に被保険者資格を喪失し、D社が厚生年金保険の適用事業所となった同年11月1日に同社において資格を取得しており、当該期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間にA社（C県）で厚生年金保険の加入記録が有る複数の元従業員は、申立人は、申立期間もA社又はD社において継続して勤務していたと陳述しており、そのうち一人は、申立人は、申立期間もA社の社宅に居住していたとしている。

また、D社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和31年11月1日に同社において資格を取得している10人（申立人を除く。）のうち、8人は、それ以前にA社（C県）における加入記録が有り、そのうちの6人は、同年11月1日に同社において被保険者資格を喪失しており、両社における加入記録は連続している。さらに、そのうちの1人は、申立期間当時、申立人と同じ現場で勤

務していたと陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、前述の元従業員6人と同様に、D社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和31年11月1日まで、A社(C県)で勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社(C県)における昭和31年5月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付したか否かについては、当該事業所は既に解散している上、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため確認できず不明であるものの、申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定並びに事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和31年6月28日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③については、申立人は、社会保険事務所の記録では、D社において昭和31年11月1日に厚生年金保険の資格を取得し、43年10月21日に資格を喪失後、44年9月10日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間もD社で継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立期間当時にD社で給与計算及び社会保険関係事務を担当していたとする者は、申立人は申立期間もD社に勤務していたので、厚生年金保険に加入し、保険料が事業主により給与から控除されていたはずであると陳述している。

なお、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人に係る備考欄には「回不」の記載が有り、昭和43年10月21日の資格喪失時に健康保険被保険者証が返納されなかったことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のD社における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が昭和52年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており不明であ

るものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 43 年 10 月から 44 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年7月1日から27年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を26年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年4月1日から27年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間は、C社D支店がA社として再編された時期であるが、継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断して、申立人が継続して申立期間もA社で勤務していたことが推認できる。

また、同僚の1人は、「C社D支店の正社員は約700人で、再編されたA社にはほぼ全員が移行した。」と陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和26年7月1日に資格を取得している者が631人、同年中の資格取得者を含めると700人弱の被保険者が確認できる。

さらに、申立人が、C社D支店当時から一緒に勤務していたとする同僚についても、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和26年7月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和26年7月

1日から27年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和27年7月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和26年4月1日から同年7月1日までの期間については、前述の被保険者名簿により、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年7月1日であることが確認でき、同日以前は同社が適用事業所ではなかった期間に当たる。

また、B社は、「申立期間当時の賃金台帳等が残存しないため、当該期間の厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している上、申立期間当時のA社の経理担当者は所在不明のため、当該期間の保険料控除の状況等について確認できない。

さらに、E組織の通知では、C社が昭和26年3月末をもって解散することに言及されているところ、同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社D支店は、同年4月1日付けで、C社E支社という名称に変更されており、同社D支店において被保険者記録の有る155人のうち125人が同日付けで資格を喪失していることが確認できることから、同社の残務整理を行う者以外は、同日付けで被保険者資格をいったん喪失することになったと考えられる。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和26年4月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和45年4月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月6日から同年5月6日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、同社C工場から同社B支店へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びD社グループ企業年金基金加入証明書から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和45年4月6日にA社C工場から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和45年5月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料を保存していないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成18年7月15日の標準賞与額に係る記録を19万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月15日

私は、A社に平成14年2月25日から現在まで継続して勤務し、同社から給与のほか毎年7月及び12月に賞与が支給されている。

平成18年7月にも賞与の支給があり当該賞与から厚生年金保険料が控除されたが、A社が社会保険事務所（当時）への届出を忘れたため、申立期間について標準賞与額の記録が無い。申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社より提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳に記載された保険料控除額から19万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成18年7月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和27年7月1日、資格喪失日は同年10月25日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から28年4月まで

私は、昭和27年4月ごろ、A社に入社し、28年4月ごろまで同事業所で勤務した。

当時、A社から健康保険被保険者証をもらっていたと記憶しており、同事業所における厚生年金保険被保険者の記録が無いことに納得できない。

申立期間について、A社に勤務していたことに間違いはなく、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、基礎年金番号に未統合となっている、申立人と氏名及び生年月日が一致する昭和27年7月1日から同年10月25日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、申立人が当時のB業務担当者として記憶している同僚は、当該被保険者名簿によると、資格取得日は昭和27年7月1日、資格喪失日は同年10月25日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和27年7月1日、資格喪失日は同年10月25日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記の未統合となっている

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和27年4月から同年7月1日までの期間及び同年10月25日から28年4月までの期間については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が記載されている者全員が死亡又は連絡先が不明であるため、申立人の在籍及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、当該両期間において、A社は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

このほか、申立人が当該両期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和27年4月から同年7月1日までの期間及び同年10月25日から28年4月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和28年6月1日に、C社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を30年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28年6月から同年9月までの期間は8,000円、30年2月は1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年6月1日から同年10月1日まで
② 昭和30年2月1日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、C社D支店に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について加入記録が無いとの回答を受けた。同社D支店には、昭和28年6月1日に入社し、32年7月21日にE社へ移籍するまで、継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が保管していた退職金・年金試算表（E社発行）、B社が提出した定年退職者個人調査表、F健康保険組合が提出した健康保険資格喪失証明書及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人がC社D支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社（C社D支店の適用事業所名）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある15人を抽出し、住所の判明した6人に対して文書照会したところ、回答が得られた6人中4人は入社後に試用期間は無かったと陳述しており、同社D支店が適用事業所となった日に資格を取得している同僚2人のうち1人は、自身の記憶している入社日と資格取得日が一致しており、もう1人は入社後1か月後に資格を取得していることから判断すると、申立期間当時、同社D支店で勤務していた従業員は、

試用期間も無く、入社とほぼ同時に厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年10月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和28年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、30年2月1日に同資格を喪失後、同年3月1日にC社において資格を再取得しており、同年2月1日から同年3月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が保管していた永年勤続賞の表彰状、上述の定年退職者個人調査表、退職金・年金試算表、健康保険資格喪失証明書及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間においてC社D支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社D支店の当時の同僚は、「申立人は申立期間も継続してC社D支店で勤務しており、当該期間に厚生年金保険料の控除が途切れることは無かった。」と陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和30年3月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和28年4月9日）及び資格取得日（昭和28年9月30日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月9日から同年9月30日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社B支店C営業所に現地採用の社員一人とともに二人で勤務した期間であり、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和21年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、28年4月9日に資格を喪失後、同年9月30日に同社において資格を再取得しており、同年4月から同年8月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人から提出された昭和28年7月28日付けのA社から同社B支店C営業所あての業務連絡文書及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社B支店C営業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立期間当時、申立人と同じ勤務形態であったとする同僚のA社D営業所長の厚生年金保険被保険者記録は、昭和21年12月1日の資格の取得から38年6月22日の資格の喪失まで申立期間を含めて継続していることがオンライン記録により確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が昭和57年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため回答を得ることができず不明であるものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る28年4月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月31日から同年2月1日まで

私は、A社に昭和56年4月1日に入社して、現在も同社に在職中である。申立期間に同社本社から同社B支店に転勤したが、継続して勤務していたのに、社会保険事務所(当時)の記録によると、1か月空白とされているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和62年2月1日にA社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年12月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和62年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和39年2月1日、資格喪失日は同年9月24日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月19日から39年9月24日まで
社会保険事務所(当時)に夫の厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間が未加入である旨の回答をもらった。
しかし、A社に勤務したことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同姓で、昭和39年2月1日から同年9月24日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、当該被保険者記録は、基礎年金番号に未統合になっている。

また、申立人の妻及び申立期間当時の人事担当者は、申立期間当時、申立人と同姓の同僚はほかにいなかったと陳述している。

さらに、申立人の妻は、「申立人と同一日に退職した。」としているところ、申立人の妻のA社における資格喪失日と上記の未統合となっている被保険者記録の資格喪失日は同一日である。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和39年2月1日、資格喪失日は同年9月24日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合となっている申立人

のA社における被保険者記録から2万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和38年9月19日から39年2月1日までの期間については、申立人の入社時期は不明であり、申立人の妻もA社への入社時期、勤務実態及び保険料控除については、結婚前のことであり、正確には覚えていないとしている。

そこで、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者記録の有る20人を抽出し、所在が判明した12人に照会し、5人から回答を得たものの、当該期間に係る申立人の勤務実態及び保険料控除に係る陳述は得られなかった。

また、A社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから当該期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和38年9月19日から39年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和26年9月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月15日から同年10月1日まで
社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、昭和26年9月15日から同年10月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

当時、私は、A社C支店から同社B支社に異動しただけなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の申立人に係る職員カードから判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し(昭和26年9月15日にA社C支店から同社B支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和26年10月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立人の被保険者資格の取得日を昭和26年10月1日と届け出たことが考えられるとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和30年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月27日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている旨の回答をもらった。

当時、私は、A社B支店から同社本店に異動しただけなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、A社に申立人と同期で入社した同僚の陳述及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し(昭和30年5月1日にA社B支店から同社本店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和30年3月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、正しい届出を行ったとしてA社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳を提出し、「納付の事実を確認できる資料は保存年限経過のため廃棄済みであるが、当社の事務処理システム上、申立人から控除した保険料額を基に納付しているので、申立期間のみ保険料を納付していないことは考え難い。」との理由により納付したと主張するが、当該理由からは、事業主による

保険料納付を確認することはできない上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月31日から同年6月1日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社に勤務していた期間の一部が厚生年金保険の未加入期間となっている。

しかし、私は、A社本社での研修後の平成9年6月1日に本社から同社B工場に異動しただけなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及び事業主の証言から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社に継続して勤務し(平成9年6月1日にA社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から確認できる保険料控除額及び報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険の届出において事務処理過誤をした可能性が考えられるとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成9年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は20年3月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から18年5月までの期間は10円、同年6月から19年9月までの期間は50円、同年10月から20年2月までの期間は120円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年3月1日まで

父の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社に在籍中、軍隊に召集されていた期間であり、継続して同社に在籍していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長女が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、基礎年金番号に未統合となっている申立人と同姓同名であり、生年月日も一致する被保険者記録(資格取得日は昭和17年6月1日であり、資格喪失日の記載は無い。)が確認でき、当該未統合の被保険者記録の欄に「召 昭和15年12月4日」の記載が確認できるほか、昭和18年6月及び19年10月に標準報酬月額の改定が行われていることが確認できる。

また、C県保管の申立人に係る軍隊兵籍簿から、申立人が昭和15年12月1日に軍隊に入隊後、20年12月10日に召集解除されていることが確認でき、召集時期は、上記被保険者名簿の記載と符合する。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社B工場における資格取得日は、昭和17年6月1日であると認められる。また、申立期間は、軍隊に召集されていた期間であり、当該期間に同社との雇用関係が消滅する特段の事情は見当たらないことから、同社B工場における資格喪失日は、申立人が同社B工場で資格を取得した20年3月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、昭和17年6月から18年5月までの期間は10円、同年6月から19年9月までの期間は50円、同年10月から20年2月までの期間は120円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年7月25日は32万円、16年12月21日は38万円、17年7月20日は30万円、同年12月20日は45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成16年12月21日
③ 平成17年7月20日
④ 平成17年12月20日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

当該期間の賞与に係る保険料の控除が確認できるA社の賃金台帳を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳の保険料控除額から、平成15年7月25日は32万円、16年12月21日は38万円、17年7月20日は30万円、同年12月20日は45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年7月25日、16年12月21日、17年7月20日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年7月25日は20万円、16年12月21日は28万円、17年7月20日は23万円、同年12月20日は35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成16年12月21日
③ 平成17年7月20日
④ 平成17年12月20日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

当該期間の賞与に係る保険料の控除が確認できるA社の賃金台帳を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳の保険料控除額から、平成15年7月25日は20万円、16年12月21日は28万円、17年7月20日は23万円、同年12月20日は35万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年7月25日、16年12月21日、17年7月20日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年7月25日は20万円、16年12月21日は28万円、17年7月20日は23万円、同年12月20日は35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成16年12月21日
③ 平成17年7月20日
④ 平成17年12月20日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

当該期間の賞与に係る保険料の控除が確認できるA社の賃金台帳を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳の保険料控除額から、平成15年7月25日は20万円、16年12月21日は28万円、17年7月20日は23万円、同年12月20日は35万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年7月25日、16年12月21日、17年7月20日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年7月25日は30万円、16年12月21日は36万円、17年7月20日は30万円、同年12月20日は43万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成16年12月21日
③ 平成17年7月20日
④ 平成17年12月20日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

当該期間の賞与に係る保険料の控除が確認できるA社の賃金台帳を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳の保険料控除額から、平成15年7月25日は30万円、16年12月21日は36万円、17年7月20日は30万円、同年12月20日は43万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年7月25日、16年12月21日、17年7月20日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年12月まで

私は、昭和49年2月ごろ、結婚が決まって先が不安なためA市役所で国民年金の加入手続を行った。

その際、市の担当者から国民年金保険料の未納期間があり、今なら未納保険料をまとめて納めることができると教えられたので、納付金額がいくらになるかを尋ね、後日、市役所窓口で保険料を納付した。納付金額については全く覚えていないが、納付後に領収書を1枚もらった記憶がある。

申立期間の保険料が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和49年2月ごろに、A市役所窓口で申立期間の保険料をまとめて納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金加入時期をみると、昭和49年3月に、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき申立内容と符合する。また加入時期は第2回特例納付制度の実施期間（昭和49年1月から50年12月まで）中であることから、申立人が同制度を活用し、過去の未納保険料をまとめて納付することは可能であった。

しかし、A市は「昭和49年当時、特例納付及び過年度納付保険料の納付書を窓口で交付していたが、これらの保険料の収納は行っておらず、納付希望者には、庁舎外の金融機関で納付するよう案内していた。」と説明しており、市役所窓口で納付したとする申立人の陳述と符合しない。

また、申立人は、市役所窓口で納付書を受け取った記憶が無く、納付金額も覚えていないと陳述している。

さらに、申立人は、申立期間の保険料をまとめて納付した際、1枚の領収書

を受け取った記憶があると陳述しているが、申立期間のうち、昭和45年4月から48年3月までの保険料は過年度（特例を含む）納付、同年4月から同年12月までの保険料は現年度納付となることから、複数枚の納付書が発行され、複数枚の領収書を受け取る必要があると考えられ、申立人の陳述と符合しない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から48年12月まで

私は、昭和51年の秋ごろ、知人より国民年金に加入するように強く勧められ同年12月19日に国民年金の加入手続を行い年金手帳の交付を受けた。

昭和52年初めごろ、自宅に納付書の送付があり、私は、その納付書を使用して職場に来るA銀行の外交員に約16万円の保険料をさかのぼってまとめて納付したと思う。

昭和43年10月から51年3月まで（申立期間及び昭和49年1月から51年3月まで）の保険料をさかのぼってまとめて納付したことより、未納は無いと思っていたにもかかわらず、申立期間については納付記録が無いことに納得できない。

申立期間について、当時納付した領収書を廃棄しており証明するものは無いが、納付記録をもう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年秋ごろ、B市で国民年金の加入手続を行い、43年10月以降の未納保険料を職場に来る銀行員に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、昭和51年11月ごろにB市で国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合している。

しかし、国民年金加入時点において申立期間の保険料は、時効により制度上納付することができず、申立内容と符合しない上、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立期間直後の昭和49年1月から51年3月までの保険料を同年12月に過年度納付していることが確認できることから、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、自身の未納期間を確認し、同時点で納付可能な49年1月

以降の過年度保険料を納付したものと考えられる。

なお、申立人は、昭和 48 年 7 月ごろに B 市で別の国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるものの、申立人は同手帳記号番号の存在を認識していない上、同手帳記号番号は取消処理がなされており、同手帳記号番号による申立人の納付記録も存在しないことから、同手帳記号番号により申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から53年2月まで

私は、A市役所へ婚姻届を提出した昭和45年5月*日、夫が、私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

また、申立期間の保険料についても、夫が、市役所から来る集金人に夫自身の保険料と一緒に支払っていたと思う。なお、集金人から、さかのぼって保険料を納付するよう請求されれば、納付していたかもしれないが、具体的な納付状況は覚えていない。

申立期間について、夫の納付記録が、納付済みであるのに、私の記録が未納とされているので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年5月に、その夫がA市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も夫が同市の集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金の加入時期をみると、昭和54年3月16日に国民年金資格取得届が提出されていることが申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿から確認でき、申立内容と符合しない上、この時点において、申立期間の国民年金保険料は制度上納付できない。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間直後の昭和53年3月から54年3月までの保険料を55年1月16日に過年度納付していることが確認できることから、申立人の夫は、このころ申立期間の未納を認識していたものと考えられる。

さらに、申立人の申立てどおり、昭和45年4月から夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であ

るが、A市を管轄するB社会保険事務所（当時）が保存する同年4月から46年3月までの国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認し、旧姓を含む各種の氏名検索を行ったが、申立人の名前は見当たらなかった。

加えて、申立人の夫が、申立期間の保険料を納付していたことを示す資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年11月まで

私は、昭和36年ごろ、国民年金制度発足を知り、同居していた姉と一緒にA市役所B出張所で国民年金の加入手続をしたと思う。私は、加入手続後は、毎月、同出張所で400円程度の国民年金保険料の納付をしていたと思うが、どのように納付していたのか定かでない。

また、保険料の納付については、昭和36年11月ごろ、C市内の勤務先から同出張所まで納付に行くことが困難となったため、納付をやめたと思うが、はっきりしない。

申立期間について、納付記録が無く、未納と記録されていることについて、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろにA市で国民年金の加入手続を行い、同年11月までの国民年金保険料を、毎月、同市役所B出張所で納付していたと申し立てている。

なお、申立期間当時同居していた姉は、国民年金の加入時期は一緒であるものの、保険料納付については別々に行っていたと陳述している。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、昭和36年5月15日にA市で申立人の姉と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合している。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人については「消」「納付なし」と記録されていることが確認できる一方、申立人に係る特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿の存在は確認できない。

なお、このことについて日本年金機構Dブロック本部E事務センターは、「昭

和 60 年の年金記録のオンライン化作業実施前までに、この国民年金手帳記号番号は納付記録無しのため、取り消されたと考えられる。」と説明している。

また、申立人は、市役所出張所で、昭和 36 年 11 月まで保険料を納付したと陳述しているが、納付をやめた経緯についての記憶が曖昧である上、申立期間当時の保険料額についても月額 400 円程度であった陳述をしているが、実際の月額保険料額と符合しない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から51年3月まで

会社を退職後、現住所にて自営店を開業したのに伴い、昭和48年2月に国民年金の加入手続を行った。開業当時からA銀行と取引しており、税金及び国民健康保険料などを自宅又は店舗に来ていた銀行員を通じて納付していた。

これまで税金及び国民健康保険料の未納は無く、申立期間に病院へ行った時に、国民健康保険の健康保険被保険者証を使用しており、支払わなければならないものは支払っていたので、申立期間の国民年金保険料のみが未納の記録とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を毎月銀行員を通じて納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和51年10月29日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるところ、払出時点において、申立期間のうち、48年2月から同年12月までの保険料は、時効により、制度上納付することができない上、49年1月から51年3月までの保険料は、過年度保険料としてさかのぼって納付することが可能であるが、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している。

また、申立期間は38か月と長期間であり、行政側がこれだけの長期間にわたり事務的過誤を継続するとは考え難い。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地における手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から51年3月まで

私は、結婚前はA市に居住しており、A市で国民年金の加入手続及び保険料の納付を行った。結婚と同時にB市に転居したため、住所変更及び氏名変更の手続を行い、保険料は自宅又は店舗に来ていた銀行員を通じて納付していた。

これまで税金及び国民健康保険料などは送付されてきた納付書で納付し、未納は無いので、申立期間の国民年金保険料のみが未納の記録とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の夫婦二人分の保険料を毎月銀行員を通じて納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和48年4月24日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できることから、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫の国民年金の加入手続時期をみると、手帳記号番号が51年10月29日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿から確認できることから、申立期間は、申立人の夫の手帳記号番号の払出前となるため、申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の特殊台帳から、昭和52年1月14日に、申立人の住所変更及び氏名変更の処理が行われていたことが確認できることから、申立人の夫の国民年金加入手続に併せて、申立人の住所及び氏名の変更がされたことがうかがえる上、申立人が48年6月2日にA市からB市に転居して、52年1月14日に住所変更の処理がされるまでの間については、B市及び社会保険事務所(当

時) は、申立人の所在を把握しておらず、申立期間の国民年金保険料の納付書は、申立人に届いていないものと考えられる。

さらに、申立人と一緒に夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の夫は、前述のように国民年金手帳記号番号が昭和 51 年 10 月 29 日に払い出されているところ、この場合、申立期間のうち、48 年 7 月から同年 12 月までの保険料は、時効の成立により、制度上納付することができない上、49 年 1 月から 51 年 3 月までの保険料は、過年度保険料としてさかのぼって納付することが可能であるが、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している。

加えて、申立期間は 33 か月と長期間であり、行政側がこれだけの長期間にわたり事務的過誤を継続するとは考え難い。

このほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から平成4年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から平成4年1月まで
昭和57年の法改正により、外国籍の者も国民年金に加入できるようになったと親から話を聞いた。当時、二人の子供を抱えて困っていたが、「国民健康保険と国民年金とをセットで入っておくと助かるよ。」と親に言われたので、市役所で加入手続を行った記憶がある。時期は覚えていないが、申立期間の国民年金保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年の法改正により、外国籍の者も国民年金に加入できるようになったので、国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人のオンライン記録を見ると、申立期間の前後には厚生年金保険の加入記録は確認できるが、申立期間については、国民年金及び厚生年金保険に加入した記録は見当たらないことから、申立期間は公的年金未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、具体的な保険料納付に関する記憶が定かでなく、納付方法も覚えていないと陳述しており、保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることはできない。

さらに、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について、各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿について縦覧調査をしたが、その存在をうかがわす形跡は見当たらず、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和36年に、主人と相談し自分たちの老後のことを考えて夫婦二人で国民年金の加入手続を行い、保険料は集金人に納付した。当時の保険料額は、100円から150円であり、年々上昇したことも記憶している。昭和4年生まれであれば24年間の保険料納付で年金が受給できるということを知らず、受給手続時に初めて知った。

保険料を納付した申立期間の記録が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年に、申立人の夫と共に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料は集金人に納付したと申し立てている。

そこで、申立人及びその夫の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿では、昭和42年11月1日に国民年金手帳記号番号が払い出された記録となっているが、同日に払い出された手帳記号番号の中に、昭和40年度に取消、死亡及び移管等の処理が多数見られること、並びに前後の手帳記号番号の被保険者が昭和40年4月から納付又は申請免除となっていることなどから、夫婦二人の国民年金加入手続は、昭和40年度に行われたものと推定できる。この場合、加入手続時点で申立期間の保険料は基本的に集金人が収納できない過年度保険料であり、集金人に納付したとする申立人の陳述と符合しない。

また、申立人及びその夫の納付状況をみると、オンライン記録から、夫婦共に昭和40年4月から保険料の納付を開始していることが確認できること、申立人及びその夫が国民年金受給資格を得るためには、24年以上の保険料納付が必要であることから、申立人及びその夫は、36歳となる直前である同年4月

からの保険料を納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、昭和 36 年ごろに国民年金手帳を交付された際に、「国民年金袋」をもらったと陳述し、当該袋を提出したが、この「国民年金袋」には、昭和 41 年 6 月の国民年金法改正による保険料の引き上げ額等が記載されていることから、当該袋は、36 年ごろのものではなく、申立人の陳述と符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年10月まで

私は、勤めていた会社を昭和35年に退職し、父親の仕事を手伝い始めた。その後、父親から国民年金制度発足の話聞き、加入手続を行って年金手帳を交付された。納付までの経緯は定かでないが、当初の保険料として月額150円、200円又は300円ぐらいのお金と年金手帳を、3か月又は半年ごとに市役所に持って行き、年金手帳に判を押してもらっていたことを覚えている。

その後、結婚して夫の扶養親族となったので、保険料の納付をやめた。また、年金手帳はどこかで紛失したらしく、探しても見当たらない。申立期間の保険料は間違いなく納めているので、納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年8月に払い出されている上、申立人が所持する年金手帳では、同年4月30日に任意加入被保険者として資格を取得した旨の記載が確認できることから、この時点で加入手続が行われたものと推認される。この場合、任意加入の被保険者である申立人は、制度上、加入日前にさかのぼって申立期間の保険料を納付することはできない。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、上記とは別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間において申立人が居住していたA市によると、申立期間に

において、申立人の被保険者名簿の存在は確認できないとしており、オンライン記録の内容と一致している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年4月まで
申立期間当時、父親は、国民年金への加入を町内の人達に勧奨していたので、家族全員の加入手続もしてくれたと思う。
申立期間の国民年金保険料についても、母親が集金人に納付していたはずなので、申立期間が未加入期間とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年3月14日を国民年金被保険者資格の取得日として、同年12月14日にA市B区（現在は、C区）において払い出されており、申立期間当時、申立人は学生であり、国民年金の任意未加入期間であるため、この手帳記号番号の払出時点においては、制度上、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、A市C区役所保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間は未納とされている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査や氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に関与しておらず、納付状況等に関する記憶は曖昧であり、申立人の加入手続を行ったとする申立人の父親及び保険料納付を担っていたとする申立人の母親は、いずれも既に他界していることから、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から44年3月まで

国民年金の加入手続については、はっきりとは覚えていないが、昭和40年3月（届出は、昭和40年5月）に結婚した際、妻の国民年金の加入手続を行ってからは、私又は妻が集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと思う。

また、結婚する前の国民年金保険料については、妻が母から「父が私の国民年金保険料を納付してくれている。」と聞いたとしている。

昭和40年4月から44年3月までの妻の国民年金保険料が納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることは考えられず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前の国民年金保険料納付等については、はっきりとは覚えていないが、昭和40年3月に結婚した際、妻に係る国民年金の加入手続を行ってからは、常に自身又は妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和40年4月に職権により払い出されている一方、申立人の手帳記号番号は、その4年後の44年3月27日に同区において、同じく職権で払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間のうち、39年9月から41年12月までの国民年金保険料は、制度上納付することはできず、42年1月から43年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、A市B区保存の国民年金被保険者名簿を調査しても、申立人の妻につ

いては、国民年金手帳記号番号の払出時点の昭和40年4月以降について納付記録が認められる一方、申立人については、「昭和44年3月27日一括適用」との記載があり、上記の手帳記号番号の払出時点と一致するとともに、払出時点以降の国民年金保険料について現年度納付した記録が認められるのみであり、申立期間に係る保険料の納付事跡は確認できない。

さらに、申立人には、上記の昭和44年3月払出しの国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が、同じA市B区において、36年7月15日に払い出されており、この手帳記号番号により同年4月から37年2月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

しかし、特殊台帳及びA市B区保存の国民年金被保険者名簿等を見ると、申立人は昭和37年3月31日に、いったん国民年金被保険者資格を喪失しており、その後、同年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、39年9月1日に資格を喪失していることが確認できる。

この点について、申立人は、当時、会社を退職した後、自身で国民年金被保険者資格の再取得手続を行った記憶は無いとしていることから、昭和44年3月に、職権により再び国民年金手帳記号番号が払い出されるまでの期間に当たる申立期間は国民年金の未加入期間とされていたものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

このほか、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から52年10月まで
昭和44年7月ごろ、自分でA区役所へ行き、国民年金の加入手続をした。
加入手続後は、自宅にいないことが多かったため、集金人へは納付せず、仕事が早番あるいは遅番で時間の余裕がある時に、区役所へ年金手帳を持って行き、納付していた。
申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年7月ごろに、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、区役所で納付したと申し立てている。

しかし、オンライン記録を見ると、平成9年1月の基礎年金番号制度導入時点においては、昭和52年12月1日付けで取得した厚生年金保険被保険者手帳記号番号が申立人に係る唯一の年金加入番号であり、それ以前に申立人が国民年金手帳記号番号を取得した履歴は認められない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、加入手続等に係る申立人の記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和21年12月1日から22年9月10日まで
③ 昭和27年12月1日から29年9月17日まで
④ 昭和29年10月25日から31年3月1日まで
⑤ 昭和31年7月5日から同年9月26日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社、B社、C社、D社及びE社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答をもらった。

しかし、脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、申立人の脱退手当金は、申立期間の最後の事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和32年3月7日に支給決定されていることが確認でき、その内容はオンライン記録と一致している上、申立期間の最後の事業所であるE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にあるF社に係る被保険者期間については、その計算の基礎に含まれておらず、未請求になっ

ている。しかし、当該未請求の期間は申立期間とは別番号で管理されていたものであるから、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえなく、本件脱退手当金請求は、二つの異なる記号番号で管理されていた5社に係る期間に関するものであり、脱退手当金裁定請求時にこの二つの記号番号が記載されている厚生年金保険被保険者証が提出されたものと考えられることから、裁定請求書の提出時には申立人の関与があった可能性を否定することができない。

さらに、支給決定当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所退職後の厚生年金保険被保険者期間が合計1年に満たない申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなく。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月20日から平成2年1月1日までの
うち2年間ぐらいの期間

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和55年2月20日から平成2年1月1日までのうち2年間ぐらいの期間勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元従業員4人の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の元労務担当者は、「申立期間当時は、勤務形態により、厚生年金保険に加入していない者は大勢いた。申立人のように入社時に50歳を超えていれば厚生年金保険に加入していないと思う。」と陳述し、別の元労務担当者は、「パート及び嘱託社員等を加入させるようになったのは、平成8年又は9年ごろであったと思う。」と陳述している。

また、申立人のA社における厚生年金基金加入記録及び雇用保険加入記録は確認できない。

さらに、申立人の保険料控除に係る記憶は曖昧であり、このほかに、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 1 日から 38 年 4 月 16 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には昭和 36 年 8 月に入社し、申立期間から間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍証明書から、申立人が申立期間から同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同一日の昭和 38 年 4 月 16 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社が保管する申立人に係る昭和 36 年分、37 年分及び 38 年分の所得税源泉徴収簿を見ると、社会保険料控除額欄は空欄であり、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 32 年 7 月 1 日から同年 10 月まで
③ 昭和 33 年 2 月 1 日から同年 3 月 30 日まで
④ 昭和 34 年 8 月 17 日から同年 8 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①及び②については、A社B支店において、昭和32年4月から半年ぐらい勤務したのに、同年6月の1か月しか記録がない。

また、申立期間③については、昭和33年3月30日までC社に勤務し、申立期間④については、34年8月31日までD社に勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間からA社B支店に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人が同期入社であるとする同僚二人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同一日の昭和32年6月1日である。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員9人に照会したところ、6人から回答があり、そのうち3人は「試用期間が有った。」としており、そのうち2人は、「試用期間は2か月から3か月であった。」と陳述している。さらに、当該3人のうちの1人は、「試用期間中は、厚生年金保険料の控除は無かった。」と陳述している。

申立期間②については、申立人は、A社B支店では、昭和32年4月の入社から半年ぐらい勤務したので同年10月ごろまで勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立期間①で申立人の勤務を陳述した元従業員は、「申立人は入社後3か月ぐらいで退職したと思う。」と陳述しており、そのほかの照会に回答の有った元従業員は、「申立人の勤務期間までは覚えていない。」又は「申立人は覚えていない。」と回答しており、申立期間における申立人の勤務は確認できない。

申立期間③については、申立人は、昭和33年3月30日までC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を見ると、申立人の資格喪失年月日は昭和33年2月と記載されており、社会保険事務所の記録と符合している。

また、申立人は同僚等の名前を記憶していないため、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に紹介し、3人から回答を得たが、申立人を覚えている者はおらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することはできない。

申立期間④については、申立人は、昭和34年8月31日までD社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D社は、昭和36年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在は不明であるため、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の実態を確認することはできない。

また、申立人は、同僚等の名前を記憶していないため、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者資格の有る元従業員に照会し5人から回答を得たが、申立人を覚えている者はおらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することもできない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 7 月 24 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は同社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 2 月 6 日から同年 6 月 20 日までA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 56 年 1 月 7 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社は、昭和 56 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人が記憶する同僚も同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名が確認できないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の状況等を確認することはできない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している 14 人のうち連絡がとれた 4 人は、同社が適用事業所となるまで、給与から厚生年金保険料の控除は無かったと陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年12月20日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社(現在は、B社)のC工場で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が、A社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時の従業員名簿は保存しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である。」としており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、B社は、「申立期間当時の全従業員について厚生年金保険の加入手続を行ったかどうかについても不明だが、厚生年金保険の加入手続をしていない従業員の給与から保険料控除をすることは考えられない。」としている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 1 日から 49 年 7 月 31 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がA社（法人化に伴い、昭和 47 年 10 月にB社に名称変更）に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社及びB社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い。

また、申立人が一緒に勤務していたとする複数の同僚は、「A社に勤務していた当時、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、給与から保険料を控除されていなかった。」旨陳述している。

さらに、商業登記の記録によると、B社は昭和 54 年に解散しており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月から同年 11 月まで
② 昭和 40 年 4 月から同年 5 月まで
③ 昭和 43 年 8 月から 45 年 2 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答があった。申立期間①はA県B市にあったC店で、申立期間②はD県E市のF社が経営するG店で、申立期間③はH社が経営する店で、それぞれI業務従事者として勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、C店でI業務従事者として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとするC店は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、申立人が同事業所の所在地としているA県B市を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人は、申立期間当時の事業主の氏名を記憶しておらず、唯一先輩I業務従事者であったとする同僚一人の名字を記憶しているものの、その者の連絡先は不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

申立期間②については、申立人は、F社が経営するG店でI業務従事者として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間当時にG店の管理者であったとする者及び先輩I業務従事者であったとする同僚一人の名字を記憶しているところ、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においてこれらの名字の者の記録が確認できるが、申立人が管理者であったとする者は既に死亡しており、先

輩 I 業務従事者であったとする同僚の連絡先は不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

また、当該被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員のうち、住所の判明した 9 人に照会し 1 人から回答を得たが、同人は申立人を記憶しておらず、申立期間に F 社で勤務していたとする同人の妻も、申立人を記憶していないとしている。

さらに、自身も I 業務従事者であったとする当該元従業員は、「私が F 社に就職したのは昭和 34 年ごろなのに、厚生年金保険の資格取得日は、正社員になったころと思われる 37 年 1 月になっている。昔はすぐには正社員になれなかった。」と陳述していることから、同社では、従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

加えて、F 社は、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳などを保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できないほか、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

申立期間③については、複数の元従業員等の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が H 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、H 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し回答のあった 4 人について、同人たちが記憶している自身の入社時期と当該被保険者名簿での資格取得日を比較したところ、3 人は、入社日の 4 か月から 15 か月後に資格を取得しており、1 人は、入社日と資格取得日が一致しているものの、「自身は身内の紹介で入社したのですがすぐに厚生年金保険に加入させてもらったが、申立期間当時、通常は入社後 1 年から 2 年ほど様子を見てから厚生年金保険に加入させていたのではないか。」と陳述していることから、申立期間当時、同社では、必ずしもすべての従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

また、H 社は、「社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録が無いということは、申立期間当時、何かの理由があって加入させなかったのだと思う。」としている。

さらに、H 社は、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳などを保管していないため、申立人の申立期間における保険料控除の状況は確認できないほか、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月から20年3月まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和18年4月に同社に入社し、同社C支店で約1年間勤務した後、同社本店に異動し、20年3月まで継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、女子労働者が厚生年金保険の加入対象となったのは昭和19年6月1日であり、申立期間のうち同日以前の期間については、申立人は、制度上厚生年金保険の被保険者となることができない。

また、申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、保険料の徴収が行われない厚生年金保険制度発足前の準備期間に当たるため、A社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、申立人が同年6月1日から同年9月9日までの期間に厚生年金保険被保険者であったことが確認できるものの、当該被保険者期間は、制度上保険給付の計算の基礎とならない。

さらに、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年3月までの期間については、申立人は当時の同僚の名前を記憶していないため、前述の被保険者名簿において、申立人と同様に19年6月1日に被保険者資格を取得し、当該期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し3人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいないため、当該期間における申立人の勤務は確認できない。

加えて、前述の被保険者名簿及び被保険者台帳において、申立人の被保険者資格喪失日は昭和 19 年 9 月 9 日と記録されているところ、上記の元従業員 3 人は、いずれも、自身が記憶している退職時期と被保険者名簿上の資格喪失日は一致すると陳述している。

また、B社は、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳などを保管しておらず、同社から申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 8 月 3 日まで

私は、中学校卒業後の昭和 39 年 4 月 1 日から A 社で勤務した。しかしながら、年金事務所の記録では、資格取得日が 40 年 8 月 1 日となっており、私が保管している厚生年金保険被保険者証の資格取得日も同日となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における複数の同僚から、申立人は、申立期間も同社で勤務していた旨の陳述が得られたことから、申立期間当時、申立人は、同社で勤務していたことが推認される。

しかしながら、同僚から、「申立人は、申立期間当時、夜間学校に通いながら勤務しており、事業主は厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除されていなかったように思う。」旨の陳述が得られた。

なお、申立人提出の失業保険被保険者証によると、資格取得日が昭和 40 年 8 月 2 日として同年 8 月 13 日に交付されていることが確認できることから、A 社では、申立人の厚生年金保険及び失業保険に係る資格取得の届出を同時期に行っていたことがうかがわれる。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 8 日から同年 12 月 2 日まで

私は、昭和 44 年に A 社で C 職として勤務した。年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、同社での被保険者期間は、同年 5 月 7 日から同年 9 月 8 日までとの回答を受けた。

しかしながら、所持する国民年金手帳の被保険者資格の記載欄には、昭和 44 年 5 月 7 日に国民年金の資格を喪失し、同年 12 月 2 日に再度資格を取得したことが記載されている上、「昭和 44 年度国民年金印紙検認記録」欄には、同年 5 月から同年 11 月までの欄には「不要」と押印されていることから、当該期間は A 社で勤務していた期間であると考えられるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 5 月 7 日から同年 12 月 2 日まで A 社で勤務したと申し立てている。

しかしながら、A 社は、昭和 45 年 4 月 21 日にいったん厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっているほか、その後に事業を継承した元事業主も「当時の資料は保存しておらず、申立人の A 社における勤務期間について確認することができない。」旨回答している。

また、申立人は、同僚の名前を記憶していないため、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録のある複数の同僚を抽出し、所在が判明した者に照会を行ったものの、回答が得られた同僚は、「申立人を記憶していない。」と回答していることなどから、申立人が申立期間において継続して勤務していたことについて確認することができなかった。

一方、申立人は、自身が所持する国民年金手帳の資格取得日及び「不要」印を根拠に、申立期間はA社に勤務し厚生年金保険に加入していたはずであると申し立てているところ、B市では、「申立人は、当時、婚姻し、配偶者が被用者年金保険に加入していたため、国民年金には任意加入となり、その資格取得日は、国民年金被保険者資格取得申出書の申出があった日(昭和44年12月2日)を国民年金手帳に記載するとともに、任意加入の場合、資格取得以前の保険料は制度上納付できないことから、当該資格を取得した月(昭和44年12月)より前の月の印紙検認記録欄に「不要」印を押したものと考えられる。また、当時は、申出を行った者の申告どおりに手続きを行い、厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に確認することは行っていなかったことから、国民年金手帳に「不要」印が押されていることなどをもって、申立期間が厚生年金保険の加入期間であったと判断することはできない。」旨回答している。

また、申立人は、国民年金の当該任意加入手続きを行った時期は記憶していないとしている上、A社退職直後に当該任意加入手続きを行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、上記のA社の元事業主も「申立期間当時の資料は保存していないため、申立人の申立期間における保険料控除は不明。」と回答しているほか、上記同僚も、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除は不明としていることから、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立人の記憶は定かではなく、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月20日から39年3月31日まで
私は、昭和38年7月から39年3月までA市B区に所在するC社においてD業務従事者として勤務していた。
しかし、社会保険事務所(当時)において、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、C社における加入記録は無いとの回答を受けた。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社の所在地について具体的に記憶しており、当該記憶は申立期間当時の住宅地図と一致していることから判断すると、当時、同社に在職していたことが推認される。

しかしながら、C社の担当者は、「申立期間当時、歩合給のみのD業務従事者が10名程度いたが、これらの者は厚生年金保険には加入していなかった。」と陳述しているところ、申立人は、「私は、基本給が無く、歩合給としてもらうD業務従事者であった。」と陳述している。

また、申立人は、自身と同じ給与体系であった同僚を記憶していないことから、これらの者に事情照会することができないため、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時に被保険者記録のある同僚38人に照会したところ、16人から回答が得られたものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の保険料控除を確認することはできなかった。

さらに、当時の事業主(二人)は、既に亡くなっていること又は所在不明であることから、当時の事情について事情照会することができない上、C社の後継会社であるE社は、「当社は、昭和54年にC社から事業を承継したものの、申立期間当時の資料は無く、当時の事情については不明。」と回答しているこ

とから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除を確認することはできなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できなかったほか、上記被保険者名簿には申立期間中の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月 3 日から平成 3 年 7 月 11 日まで

私は、昭和 50 年 2 月 3 日に A 社 B 支店（現在は、C 社）に入社し、その後、同社本社の D 職及び E 社の F 職に任命され、給与額は 60 万円から 70 万円、厚生年金保険料として約 4 万円が給与から控除されていたと記憶している。

しかし、社会保険庁（当時）の記録は、私が歴任した役職から考えると、あまりにも低い標準報酬月額になっている。

申立期間の標準報酬月額を実際の報酬額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に係る申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額とは異なっていると申し立てている。

しかし、C 社は、「当時の賃金台帳等の資料は残っておらず、申立人に対する給与支払額及び保険料控除等については不明。」と回答している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を見ると、申立人が昭和 50 年 2 月 3 日に資格を取得した際の標準報酬月額は 8 万 6,000 円と記録されており、その後、15 回の定時決定又は随時改定が行われ、平成 3 年 7 月 11 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、当該記録は、同社が加入していた G 厚生年金基金^{そきゆう}保管の加入員台帳の記録と一致しているほか、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

さらに、A 社の複数の同僚に対して、同社における標準報酬月額の届出状況及び保険料控除等について事情照会したものの、事実と反して標準報酬月額が低く届け出られていると回答した者は無く、申立期間当時の事情等を確認する

ことはできなかつたほか、オンライン記録において、これら同僚の標準報酬月額
の記録が遡及して訂正された形跡も認められない。

加えて、申立人は、申立期間に係る給与明細書を所持していない上、同僚か
らも当時の給与明細書等の提示は無く、申立人主張の給与支給額を基に事業主
が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる資料及び周辺
事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事
業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 9 月 27 日から 19 年 1 月 17 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

A社には兄と共に入社し、申立期間まで勤務した。私が申立期間も同社で勤務していたことは兄が証明してくれるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、申立人の兄は、「少なくとも自分が入隊した昭和 18 年 2 月 1 日までは、弟は同社に在籍していた。」と陳述している。

しかし、A社は、昭和 20 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録の有る者のうち、申立人の兄以外の者の連絡先は不明であり、これらの者から、申立人の申立期間における勤務状況を確認することはできない。

また、前述の被保険者名簿において、申立人の資格喪失日を確認したところ、「17.9.27」と記載されていることが確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、当該資格喪失日が「17.9.27」と記載されていることが確認でき、これらの記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 6907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月から32年5月まで
② 昭和33年7月から35年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①はA社で勤務した。

また、申立期間②は、昭和33年7月からB社で勤務したのに、35年1月からの加入記録しかない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社(現在は、C社)で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社は、「申立期間当時の人事記録等は保存していないので、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は不明である。」としており、申立人の申立期間における勤務等は確認できない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚等を覚えていないため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員21人に照会し11人から回答を得たが、申立人を覚えている者はおらず、これらの者からも申立人の申立期間における勤務等を確認できない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

申立期間②については、元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時からB社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所となっ

たのは、申立人が同社において被保険者資格を取得した日と同一日の昭和 35 年 1 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、B社は、平成 14 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も所在不明であるため、事業主等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、申立人は、B社の同僚の名前を覚えていないため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に、同社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している元従業員に照会し、一人から回答を得たが、同人は、同社が適用事業所となる前の期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについては分からないとしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 6908

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 48 年 6 月まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。
A社では、正社員として3年間、B部門で勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社のB部門で正社員として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は平成8年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び申立人がB部門長であったとする上司は既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況等を確認することができない。

また、申立人が記憶する同僚二人からは回答が得られないため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間の直前に資格を取得している元従業員36人に照会し、21人から回答を得たが、申立人を覚えている者はおらず、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態等を確認することはできない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

加えて、申立人の申立期間におけるA社での雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 16 日から 42 年 4 月 13 日まで

私の夫は、昭和 27 年 11 月から 42 年 9 月まで A 社（現在は、B 社）に勤務したが、社会保険事務所（当時）の記録では、41 年 7 月 16 日から 42 年 4 月 13 日までの期間については厚生年金保険の加入記録が無い。病気療養のため同社を休職していた時期があったかもしれないが、途中退職はしていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が昭和 41 年 7 月 16 日から 42 年 4 月 13 日までの期間も A 社を途中退職することなく、勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人の妻は、「夫は病気療養のため、A 社を休職していた時期があったかもしれない。」と陳述し、申立期間当時の同僚二人も「申立人は病気療養のため、会社を休んでいたことがある。」と陳述しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の備考欄には「55 条」及び「証返」の押印が確認できることから、申立人は、同社での被保険者資格を昭和 41 年 7 月 16 日に喪失し、健康保険被保険者証を返納した後も、健康保険法第 55 条に基づく継続療養給付制度を利用して病気療養をしていたものと考えられる。

また、申立期間当時、A 社において厚生年金保険被保険者であった従業員 21 人を抽出し、連絡先が判明した 13 人に文書照会を行ったところ、回答を得られた 9 人のうち 6 人が申立人を記憶していたものの、申立期間における在籍状況についての陳述を得ることはできなかった。

さらに、A社の業務を引き継いでいるB社は、「申立期間当時の人事・給与関係書類が残っていない。」と陳述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 4 月に A 社に入社したが、同年 7 月 1 日から自宅待機を命じられた。自宅待機中に同社の倒産を知らされ、その年の同年 11 月又は同年 12 月に、同年 7 月から倒産までの未払賃金として 1,000 円を受け取ったと記憶している。申立期間も厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 4 月から A 社で勤務し、同年 7 月 1 日から同社より自宅待機を命じられ、当該待機中であった申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、A 社は、昭和 35 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主の妻は、「当時、家財道具までも差し押さえられたほど厳しい状況であった。」と陳述し、当時の役員も、「会社は倒産状況にあって、適用事業所ではなくなった後は、給与を支払える余力は無く、厚生年金保険料は控除も納付もしていなかった。」と陳述している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が記憶していた唯一の同僚も申立人と同じ昭和 35 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失しており、同名簿から申立人の同僚であったと推定できる複数の従業員に照会しても、同社から自宅待機を命じられたこと及び未払賃金が後日支払われたことを記憶している者はいなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 20 日から 43 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 4 月 20 日から 45 年 6 月 1 日まで A 社 B 部門に継続して勤務したが、D 社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、入社から 43 年 12 月 1 日までの加入記録が無いとの回答を受けた。納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び申立人が名前を覚えていた上司の陳述から、申立人は、申立期間においても A 社 B 部門に継続して勤務していたことが推定できる。

しかし、A 社は、「申立人は、当社において正社員としての在籍記録が無く、業務地単位で採用されていた C 業務従事者であったものと推測できる。当時、C 業務従事者を厚生年金保険に加入させるか否かは、業務地単位で判断していたことから、申立人が申立期間において当社で勤務していたとしても厚生年金保険には未加入で保険料も控除していなかったものと考えられる。」と陳述している。

また、申立人が勤務していたとする A 社 B 部門 E 事業所はオンライン記録では適用事業所とはされておらず、類似名称の同社 F 営業所に係るオンライン記録を見ても、申立人の被保険者記録を確認することができない。

さらに、申立人が、入社時に既に勤務し申立人と同様の勤務形態であったとして名前を挙げた女性職員は、申立人と同じ昭和 43 年 12 月 1 日に A 社 B 部門において厚生年金保険被保険者資格を取得している。

加えて、A 社 B 部門に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭

和 43 年 10 月及び同年 11 月に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は、それぞれ 20 人前後であるのに対して、申立人と同じ同年 12 月 1 日に資格を取得した者は 138 人おり、当該日に同社 B 部門が C 業務従事者を一斉に厚生年金保険に加入させたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月 21 日から 37 年 1 月 20 日まで
② 昭和 38 年 3 月 9 日から 39 年 4 月 20 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社B支店及びC社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金は請求したことも受給したことも無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店及びC社に勤務していた期間に係る脱退手当金を請求した記憶が無く、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録を見ると、同裁定請求書は昭和 44 年 3 月 5 日にE社会保険事務所（当時）で受け付けられ、脱退手当金は、同年 5 月 30 日に支給決定された後、同裁定請求書に記載された住所地に近いF郵便局に送金されて支払われていることが確認できる。

なお、D市が発行する住居表示変更証明書及び申立人の陳述から、脱退手当金裁定請求書に記載された住所地は、A社が借り上げていた社宅であることが確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年ごろから 36 年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間はA社の事業主の家に住み込みで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の妻の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、元事業主の妻は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、B業務を担当していた夫は既に死亡しているため、A社が厚生年金保険に加入していたか否か、また申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについては不明であるが、私と夫は、国民年金と国民健康保険に加入していた。」と陳述している。

さらに、申立人は、同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の申立期間における保険料控除の状況等を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 3 月まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には、昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年まで住み込みで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び元従業員の陳述から判断すると、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除等の状況について確認することはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録がある元従業員で、所在が判明した5人のうち回答があった4人中3人は申立人を記憶しておらず、これら3人はいずれも、「申立期間当時、入社しても2か月から3か月で退職する人もいた。当時は従業員全員が住み込みであったので、お互いのことは記憶しているはずであるが、申立人のことを記憶していないのは、申立人の勤務期間が短かったのではないか。」と陳述しており、唯一申立人を記憶していた1人は、「申立人とは昭和35年4月に一緒に同期入社したが、申立人の勤務期間は短かったと思う。」と陳述している。

さらに、上述の元従業員の一人は、「申立期間当時、3か月間の試用期間があった。」と陳述しているところ、同人は、自身が記憶している入社時期の3か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、「試用期間は無かった。」と陳述しているほかの二人についても、自身が記憶している入社時期の2か月から4か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立期間

当時、A社では、必ずしも採用後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月ごろから 44 年 7 月ごろまで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。しかし、申立期間はA社においてB業務従事者として勤務していた。
健康保険被保険者証をもらった記憶もあるため、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、A社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和 50 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立期間当時の事業主の娘である者も「社会保険の手続は、父がすべて行っていたため、担当者はいなかった。厚生年金保険の加入及び控除等については不明である。」と陳述している。

さらに、元従業員及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録のある5人のうち、所在が判明した1人に対し照会したところ、同人は「私の入社は高校卒業後の昭和 43 年 4 月であるが、厚生年金保険の加入は 44 年 8 月になっており、入社して数か月後に厚生年金保険に加入している。」と陳述している。

加えて、申立人が記憶している元同僚の二人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても被保険者記録が見当たらないことから、申立人の保険料控除等の状況について確認することができない。

また、申立期間当時の従業員数について、申立人及び複数の元同僚が「7人から8人であった。」と陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和42年4月から44年7月の被保険者数は2人から3人で推移していることが確認でき、同事業所では、申立期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年ごろから 42 年ごろまで
② 平成 14 年ごろから 16 年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社及びB社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。A社は、申立期間①に、B社は、申立期間②に勤務し、いずれも厚生年金保険に加入していたのは間違いないので申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間当時に勤務していた事業所を「A社」と申し立てているが、オンライン記録によると、申立人がC県D市に所在していたとする当該事業所は、同市において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、申立人が当該事業所の事業主であったとしている者は、同市に所在するE社において厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人が申立期間に勤務したと申し立てている事業所は、E社であることが推認できる。

しかし、E社は、昭和 42 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、同年 3 月 11 日に適用事業所でなくなっていることから、申立期間のうち、一部の期間を除いて、適用事業所でないことが確認できる。

また、E社の事業主は、所在が不明であり、同社に係る商業登記簿謄本により取締役であった者も病気のため聴取することができないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況等について確認することができない。

さらに、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において加入記録の

ある13人のうち、所在が判明した7人に照会したところ、回答のあった2人は、いずれも申立人を記憶しておらず、そのうちの1人は、「E社は、経営状態が悪かった。」と陳述しており、当該事業所が昭和42年2月1日に適用事業所となり、同年3月11日に適用事業所でなくなっていることについて、同従業員は、「保険料を納付できなかったので加入後すぐに脱退したのだと思う。」と陳述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等をうかがわせる陳述を得ることができなかった。

加えて、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見られない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、B社の元事業主の陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該元事業主は「申立人は、アルバイトとして雇用していたので、厚生年金保険に加入していない。厚生年金保険料も控除していない。」と陳述している。

また、B社に係るオンライン記録から、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録がある元従業員3人に照会したが、いずれも回答を得ることができず、申立人の厚生年金保険料控除の状況について確認することはできなかった。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、平成11年7月28日に国民年金に加入し、14年3月までは申請免除、同年10月から18年12月までは法定免除を受けていることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無く、また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月から同年10月まで

私は、A学校在学中の昭和19年12月に勤労働員学徒としてB社に入社し、20年3月に正社員として採用され、同年10月まで勤務していた。

しかし、厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、B社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間においてB社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録の有る複数の同僚は、「申立人がB社において、学校卒業後も勤務していた記憶が有る。」と陳述していることから、在職期間は特定できないものの、申立人は申立期間において同社で勤務していたものと推認される。

しかし、申立人を記憶していた上記同僚は、いずれも「申立人の厚生年金保険の加入状況までは分からない。」としている。

また、上記被保険者名簿を見ると、申立人が昭和19年12月1日に健康保険のみ資格を取得し、厚生年金保険には未加入であった事蹟(被保険者名簿の「労働者年金保険の記号番号」の欄が空欄)は確認できるものの、その後に厚生年金保険にも加入した記録は見当たらない。

さらに、申立人が「B社には勤労働員学徒を経て引き続き正社員として採用された学校の同期生が何人かいた。」としており、そのうちの一人の同級生の名前を挙げているところ、同社に係る被保険者名簿において、当該同級生の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

そこで、上記被保険者名簿において、申立人と同様に、健康保険のみ加入し

ている勤労働員学徒 36 人(申立人を含む)のうち、B社において厚生年金保険の資格を取得している者の有無を調査したが、該当する者はいなかった。

また、申立人は、卒業に伴い勤労働員学徒から正社員となったとする時点において、B社から辞令等を受けた記憶は無く、給与からの厚生年金保険料の控除については分からないとしている。

なお、B社は、D社の社史において、グループ会社の一つで、昭和 21 年 5 月 1 日にE社と合併したとの記載が確認できるものの実態が確認できず、事業主も所在不明であり、また、D社も「B社に係る資料は無い。」としていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 6918

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月20日から25年6月20日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。
昭和24年9月20日からA社で勤務していたので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社(現在は、B社)提出の人事台帳、申立人提出の退職金計算書に記載された申立人の入社日及び雇用保険の被保険者資格の取得日はいずれも昭和25年3月2日となっていることから、申立人が同日以降の期間において同社に在職していたことが確認できる。

しかし、B社は、「申立期間のうち、入社した昭和25年3月2日から厚生年金保険被保険者資格を取得した同年6月20日までの期間は試用期間であったと思われる。よって、申立期間のうち、入社日より前の期間については正社員として雇用し、かつ、厚生年金保険にも加入させていたとは考え難い。」旨回答している。

また、B社提出の人事台帳に記載された同僚29人の厚生年金保険被保険者記録を見ると、被保険者記録が無い者及び入社日の前日に被保険者資格を取得している者が各1人見られるものの、それ以外の27人については入社日の1か月から34か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、同社では入社後直ちにすべての従業員を厚生年金保険に加入させていた訳ではないことがうかがわれる。

さらに、申立人が同僚として名字を挙げた5人のうち、回答を得られた1人は、「自身は昭和26年8月2日に入社したと記憶しているが、厚生年金保険の

加入日は同年11月1日となっており、その間は試用期間であったと思われる。試用期間における厚生年金保険料控除に係る記憶等はない。」としている。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者記録の有る同僚11人に照会し、4人から回答を得たところ、いずれも申立人のことは覚えているものの、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

また、申立人は、「申立期間における厚生年金保険料控除についての記憶は無く分からない。」旨陳述している。

さらに、上記被保険者名簿を見ると、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月から同年12月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間については、B市A区内に所在した事業所名にCという名称がつく製品Fを製造する工場でD業務従事者として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、申立人が記憶する事業所所在地(B市A区)にE社が適用事業所として確認できる。

しかし、E社における被保険者資格を昭和21年2月に喪失している元従業員は、「E社は製品Fを作っていた会社で、私が辞めたときにも20人以上の従業員がいた。」と陳述しているところ、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において同人の資格喪失後に確認できる被保険者数は1人であり、申立人も、「当時の従業員数は20人から30人ぐらいであった。」と陳述しているところ、申立期間における被保険者数は3人にすぎない。また、同被保険者名簿には申立人が同僚として記憶する者の記録は見当たらないことから、同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていた訳ではないことがうかがわれる。

さらに、E社は既に適用事業所ではなくなっており、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は確認できず、事業主の所在を特定することができないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は確認できず、上記被保険者名簿において、申立期間中の被保険者記録が確認できる同僚3人のうち、所在が判明した1人に照会したものの、回答

は得られなかった。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月1日から28年8月21日まで

私は、昭和27年7月1日から28年8月21日までA社C工場に勤務した。同年8月21日に同社B工場に異動し、同年10月20日まで勤務していたと思う。

しかし、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C工場で勤務したと記憶している申立期間の記録が無く、同社B工場で勤務したと記憶している期間については同社C工場での期間として記録されている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和27年7月1日から勤務していたと申し立てているところ、同社C工場において28年8月21日から同年10月21日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

しかし、A社は、「当社は、昭和52年に旧A社とD社E工場が合併しA社として発足した。旧A社に係る人事記録及び厚生年金保険の資料は保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除については確認できなかった。」旨回答している。

また、申立人はA社C工場における上司及び同僚の氏名を覚えていないことから、同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る同僚59人のうち、所在の判明した20人に事情照会したものの、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

一方、申立人はA社B工場でも勤務した記憶が有るとしているが、同社B工

場での上司及び同僚の氏名を覚えていないとしていることから、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る同僚56人のうち、所在の判明した16人に事情照会したものの、申立人に係る記憶の有る者はおらず、申立人の同社B工場における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

また、申立人はA社に入社した時期についての記憶は定かでないものの、同社では1年程度は勤務し、先ずは同社C工場に入社し、その後同社B工場に異動した記憶が有ると主張していることから、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和28年10月21日以降に被保険者記録の有る同僚39人のうち、所在の判明した9人に事情照会したものの、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、上記A社C工場及び同社B工場の同僚に対する照会の結果、回答の得られた複数の同僚からは、「いずれの工場においても、申立期間当時は臨時雇用の期間が有り、厚生年金保険には正社員となってから加入した。」と回答している。

加えて、A社C工場及び同社B工場のいずれの被保険者名簿にも、申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年ごろ

私は、昭和 29 年ごろ A 社に 1 年程度住み込みで勤務していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

戸籍の附票によると、申立人は、昭和 29 年 9 月 17 日に A 社の所在地に住所を定めていたことが確認できることから、在職期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、同社は、昭和 29 年 9 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、申立人が住所を定めた同年 9 月 17 日以降は、適用事業所とはなっていない期間に当たる。

また、当該事業所の商業登記簿に記載されている当時の役員は所在不明であり、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人は入社時期について具体的な記憶は無いとしていることから、A 社が適用事業所であった期間に在職していた可能性を検証するため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録の有る同僚 37 人のうち、所在の判明した同僚 6 人に照会し、3 人から回答を得られたものの、いずれも「申立人のことは記憶に無い。」と陳述している上、申立期間当時、住み込みで勤務をしていたとする同僚は、「当時、住み込みは 3 人ないし 4 人程度であったが、B 県出身の同僚がいたという記憶は無い。」旨陳述しており、申立人の申

立期間における勤務実態及び保険料控除等について具体的な陳述は得られなかった。

加えて、上記被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 6 月 30 日から同年 9 月 8 日まで

私は、昭和 28 年 6 月 30 日から同年 12 月 7 日まで A 社（昭和 28 年 7 月 * 日に B 社 C 支店に名称変更）に継続して勤務し、D 業務に従事していた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での在籍が確認できる複数の同僚に照会を行ったものの、申立人のことを記憶している者はおらず、申立期間における申立人の在籍状況について確認できない。

また、A 社は、昭和 29 年 10 月 6 日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在不明である上、申立人は、同僚の名前を記憶していないため、これらの者から、申立期間における申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月 1 日から 44 年 6 月 1 日まで
② 昭和 45 年 2 月 2 日から同年 8 月 11 日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社及びB社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号 452 番から 1487 番までの被保険者のうち、申立人と同一時期（おおむね3年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性 23 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は 13 人であり、うち 12 人が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、B社での申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 45 年 11 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 26 日から 45 年 3 月 21 日まで
② 昭和 45 年 3 月 21 日から 46 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社及びB社（現在は、C社）に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、B社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 11 か月後の昭和 47 年 7 月 31 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、氏名欄は申立人の旧姓で記載されているものの、住所欄には請求時点における申立人の住所地（婚姻後の住所地）及び配偶者の氏名が記載されていることが確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金は、当該裁定請求書に記載された申立人の婚姻後の住所地に近い郵便局での隔地払い（通知払い）となっていることから、脱退手当金の支給通知書は申立人の婚姻後の住所地宛に送付され、申立人は当該郵便局で脱退手当金を受領したと考えるのが自然である。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月ごろから 33 年 6 月ごろまで
② 昭和 40 年 1 月ごろから同年 6 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、B社に勤務した申立期間①及びA社に勤務した申立期間②の加入記録が無いとの回答を受けた。B社には昭和 32 年 4 月ごろから 33 年 6 月ごろまで勤務し、このうち同年 1 月から同年 6 月までは、同社から派遣されてC社の残務整理に従事しており、また、A社には 40 年 1 月ごろから同年 6 月ごろまで勤務したので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がB社で勤務したことが推認できる。

しかし、申立人が記憶する同僚 8 人のうち 5 人は、申立期間にB社において被保険者としての記録が見当たらないことから、申立期間当時、同社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

また、B社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、昭和 35 年に解散しており、当時の事業主は既に死亡しているほか、同社の事業を継承するD社は、申立期間当時の資料を保管していないため、同社等から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

加えて、申立人は、昭和 33 年 1 月ごろから同年 6 月ごろまで、B社から派遣されてC社の残務整理に従事したとしているが、同社は、32 年 10 月 1 日に

厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

申立期間②については、複数の同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務したことが推認できる。

しかし、当該複数の同僚のうちの一人がA社で資格を取得した時期は、申立人が同事業所を退職後に勤務した事業所で資格を取得した時期の1か月後であることから、申立期間当時、A社では、必ずしも従業員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A社は、昭和44年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主及び元経理担当者は、既に死亡していることため、同事業所等から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

加えて、申立人に係る国民年金の特殊台帳によると、申立人は、昭和55年5月に、申立期間を含む36年4月から40年12月までの国民年金保険料を特例納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月から 47 年 2 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 44 年 10 月から 47 年 2 月までC業務従事者として勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間の一部を含む昭和 44 年 9 月 22 日から 45 年 7 月 20 日までの期間について、A社で勤務したことが確認できる。

しかし、昭和 47 年 3 月 3 日にA社において資格を取得した同僚は、「私は、昭和 45 年 7 月からA社で勤務したが、入社後 1 年 8 か月経過してから健康保険被保険者証が無いことに気付き、事業主に申し出て健康保険被保険者証の交付を受けた。」と陳述していることから、当時、同社では、従業員からの申出により厚生年金保険に加入させる場合があったことがうかがえる。

また、複数の同僚が記憶するA社のC業務従事者 14 人のうち 5 人は、同社において被保険者としての記録は見当たらない。

さらに、A社が加入するB厚生年金基金において、申立人の加入記録は見当たらない。

加えて、A社は、申立期間当時の資料を保管していないため、同社から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 49 年 7 月から 55 年 11 月まで継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社の役員として、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、元事業主は、「申立期間当時は売上が減少し、資金繰りが苦しかったため、役員会で役員全員の厚生年金保険被保険者資格を喪失させることを決め、資格喪失手続を行った。その後、被保険者資格を再取得させたが、資格喪失手続後、再取得させるまでの期間に保険料を控除したとは考えられない。」と陳述しているところ、申立期間当時、役員であったとされる元事業主を含む4人は、いずれも申立人が資格を喪失した日と同一日の昭和52年11月1日に資格を喪失し、その後、資格を再取得していることが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

また、元役員のうち1人は、「時期は記憶していないが、在職途中で厚生年金保険から国民年金に切り替わったことがある。」と陳述しているところ、上記4人の元役員のうち当該元役員を含む3人は、申立期間内に国民年金保険料を現年度納付していることが各人の国民年金に係る特殊台帳により確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 46 年 1 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、学校卒業後すぐの昭和41年4月から46年1月までB業務従事者として勤務しており、私の後から入社し同じB業務従事者として一緒に勤務した弟については、同社での加入記録が有るので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述により、時期は特定できないものの、申立人がA社でB業務従事者として勤務したことが推認できる。

しかし、申立人が同期入社であったとする同僚二人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に氏名は見当たらない。

また、申立人が入社したとする昭和41年にA社において資格を取得しているC業務従事者の元従業員二人は、「私が入社した当時、B業務従事者又はB業務従事者見習いは、厚生年金保険に加入しておらず、D職に昇格してから厚生年金保険に加入した。」と陳述しているところ、同社でD職であったとする元従業員も、当該C業務従事者の元従業員と同様の陳述を行っている。

さらに、上記の元D職は、昭和30年からA社で勤務したと陳述しているが、同社での資格取得日は、41年1月20日と記録されているほか、申立人が入社当時のD職であったとする者の資格取得日は、申立人が入社したとする時期よりも6か月後の同年10月1日と記録されていることが、前述の被保険者名簿により確認できる。

以上のことから、申立期間当時、A社では、B業務従事者については、D

職に昇格してから厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

加えて、A社は、申立期間当時の資料を保管していないため、同社から、申立人の申立期間に係る保険料控除等を確認できない。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

なお、前述の昭和30年からA社で勤務したとする元D職は、「昭和44年ごろ、B業務従事者見習いとして採用した者をすぐに厚生年金保険に加入させたことがあった。」と陳述しているところ、申立人の弟及び同人と同年齢の者45人が、44年3月に同社において資格を取得していることが前述の被保険者名簿により確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 27 日から同年 10 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 35 年 3 月から同年 10 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務したとするA社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、昭和 49 年 10 月 1 日に解散しており、代表取締役等の役員はいずれも所在不明であるため、同社等から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、申立人が名字のみを記憶する同僚は、所在不明であるため、同僚からも、申立人の勤務実態を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 28 日から 51 年 12 月 31 日まで
② 昭和 52 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
③ 昭和 54 年 1 月 1 日から 60 年 12 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されているとの回答を受けた。申立期間②及び③については、保管する源泉徴収票及び「市民税・県民税特別徴収税額の納税者への通知書」に記載されている給与額は、社会保険事務所に記録されている同時期の標準報酬月額の12か月分よりも高いので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。また、申立期間①については、上記の資料は保管していないが、申立期間②及び③と同様の状況であると考えられるので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額と異なっていると申し立てている。

しかし、申立期間①については、申立人と同一日の昭和44年3月28日にA社で資格を取得した元従業員から提出された48年分の源泉徴収票を見ると、社会保険料の金額は、オンライン記録における標準報酬月額（昭和48年1月から同年7月までの期間は4万5,000円、同年8月から同年12月までの期間は6万円）から算定した場合の保険料額（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料）とおおむね一致する。

また、申立人と同一日の昭和44年3月28日にA社で資格を取得した複数の

元従業員は、「初任給は、2万6,000円であった。」と陳述しており、同時期のオンライン記録における標準報酬月額と一致する。

申立期間②については、申立人提出の「昭和53年度市民税・県民税特別徴収税額の納税者への通知書」を見ると、昭和52年における社会保険料の金額は、オンライン記録における標準報酬月額（昭和52年1月から同年7月までの期間は13万4,000円、同年8月から同年12月までの期間は17万円）で算定した場合の保険料額（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料）とおおむね一致する。

申立期間③については、申立人提出の「昭和55年度市民税・県民税特別徴収税額の納税者への通知書」を見ると、昭和54年における社会保険料の金額は、オンライン記録における標準報酬月額（昭和54年1月から同年9月までの期間は17万円、同年10月から同年12月までの期間は15万円）から算定した場合の社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料）に配偶者の国民年金保険料を加えた金額とおおむね一致する。

また、申立人提出の昭和55年分の源泉徴収票を見ると、社会保険料の金額は、オンライン記録における標準報酬月額（昭和55年1月から同年7月までの期間は15万円、同年8月から同年12月までの期間は20万円）から算定した場合の社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料）に配偶者の国民年金保険料を加えた金額とおおむね一致する。

さらに、申立人提出の昭和56年分から60年分までの源泉徴収票を見ると、社会保険料等の金額の内訳として記載されている「給与等からの控除分」及び「申告による控除分」の合計金額は、オンライン記録における標準報酬月額（昭和56年1月から同年9月までの期間は20万円、同年10月から57年9月までの期間は19万円、同年10月から58年9月までの期間は20万円、同年10月から59年9月までの期間は22万円、同年10月から60年7月までの期間は24万円、同年8月から同年12月までの期間は28万円）から算定した場合の社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料）に配偶者の国民年金保険料を加えた金額とおおむね一致する。

加えて、A社の事業を継承するB社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月 1 日から 13 年 7 月 31 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。申立期間は、21万9,150円の給与が支給されていたので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と異なっていると申し立てている。

しかし、A社は、「申立人の申立期間における厚生年金保険料については、18万円の標準報酬月額に基づき控除を行った。」と陳述しているところ、同社提出の申立期間に係る賃金台帳を見ると、いずれの月もオンライン記録における標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を控除されたことが記載されている。

また、申立人提出の平成13年度市民税・県民税課税明細書を見ると、平成12年における社会保険料控除額は28万9,806円と記載されており、当該社会保険料控除額は、上記賃金台帳に記載されている同年1月から同年12月までの社会保険料控除額（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料）の合計額と一致する。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。